

資 料

日本帝国刑法典草案(2)

(Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon)

中 村 義 孝(訳)*

目 次

1. 解 題
2. 刑法典改正草案の序
3. 日本帝国刑法典草案目次
4. 日本帝国刑法典草案 (全479条のうち326条まで329号, 327条以下本号)
5. 刑法典草案と旧刑法の編別構成比較

4. 日本帝国刑法典草案 (Projet de Code pénal pour l'Empire du Japon)

明治10年8月(1877年8月), 司法卿から元老院に提出

第 編 個人に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre les particuliers)

第 章 身体に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre les personnes)

第 1 節 謀殺, 毒殺およびその他の殺人について (De l'assassinat, de l'empoisonnement et des autres meurtres)

第327条 謀殺 入念な準備 (préméditation) により故意に犯された故殺 (meurtre) または殺人 (homicide) は, 謀殺 (assassinat) とされ, 死刑に処せられる。 292, f. 295条から298条, 302

第328条 同前 入念な準備によらなくても, 身体的な拷問 (torture physique) またはその他の残虐行為 (acte de barbarie) により, 身体損傷 (mutilation) の結果または身体損傷に伴って犯された故殺は, 謀殺とされる。 295, f. 同前, 303

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

第329条 毒殺 入念な準備によらなくても、死をもたらす性質の物質の投与の結果引き起こされた故意の殺人は、毒殺 (empoisonnement) とされ、死刑に処せられる。 293, f. 301, 302

第330条 他の重罪または軽罪に結合した故殺 殺人が、正犯が他の重罪または軽罪を犯すのを準備しもしくは容易にする目的、または犯人もしくはその共同正犯の逃亡もしくは不処罰を助ける目的をもっていたときは、その殺人もまた死刑に処せられる。 296, f. 304条 1項, 2項

第331条 単純故殺 その他のすべての故殺は、無期強制労働の刑に処せられる。但し、法律が別の刑を定めている場合は、この限りでない。 294, f. 304条 3項

第332条 死を引き起こした指示 人の死を引き起こす意図をもって、不正に且つ悪意で、直接に死を引き起こす行為を実行する指示を与えた者に対しては、場合に応じて、入念な準備による故殺、毒殺または単純故殺 (meurtre simple) の刑が適用されるべきものとする。但し、第5節に定められた関与または自殺は、この限りでない。 297

第333条 故殺の実行における偶発的な殺人 入念な準備によりまたはよらないで、人の死を引き起こす意図をもって、偶然にまたは事故により他人を殺した者は、故意によるものとして、その犯罪の刑を受けるべきものとする。 298

[第333条 故殺の実行における偶発的な殺人 人の死を引き起こす意図をもって、前数カ条に定められた状況において、その実行において、偶然または事故により、他人の死を招いた者は、故意にそれを犯したのものとして、この殺人の刑を受けるべきものとする。] 298 (*改正草案の333条)

第2節 故意の殴打、傷害および身体損傷について (Des coups, blessures et lésions corporelles volontaires)

第334条 傷害致死 死を引き起こした故意の殴打、傷害または暴行は、犯人に死を引き起こす意図がなかったときでも、重懲役に処せられるべきものとする。 299, f. 309条 4項

第335条 永続的な障害 [故意による](*改正草案) 暴行が、言語能力 [視力、聴力、言語能力のすべて](*改正草案)の喪失、両手もしくは両足、または片手と片足の喪失、性器の損傷、精神障害 (idiotisme) または記憶喪失を引き起こしたときは、刑は軽懲役とする。

故意による暴行が、片耳、片手もしくは片足の喪失、または前項に定められたよりも軽い損傷または身体的もしくは精神的な障害ではあっても永久的な障害を

引き起こしたときは、刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。 300, f. 309条3項

第336条 病気, 労働不能 暴行が, 20日以上の病気または身体的な労働不能を引き起こしただけのときは、刑は1年以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上30円以下の罰金とする。 f. 309条1項

病気または労働不能が20日を超えないときは、拘禁刑は1カ月以上1年以下、罰金は5円以上20円以下とする。 f. 311条1項

病気または労働不能は引き起こさなかったが、一時的な健康障害 (trouble momentané de la santé) または身体的な軽い損傷を引き起こしたときは、拘禁刑は11日以上1カ月以下、罰金は2円以上10円以下とする。 301, f. 311条1項

第337条 準備による暴行 暴行について入念な準備がなされたときは、前3カ条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。 302, f. 310, 311条2項

第338条 他の重罪, 軽罪のための暴行 暴行が、他の重罪もしくは軽罪の遂行を準備しまたは容易にするために犯され、またはその重罪または軽罪の正犯もしくは共同正犯の1人の逃亡もしくは不処罰を助けるために犯されたときは、前数カ条に定められた刑は、さらに、1等加重されるべきものとする。但し、暴行を用いた窃盗について第 章2節に定められた刑の適用を妨げない。 303

第339条 他人の侵害 ある特定の人に向けられた暴行が、偶然にまたは事故により、別の人を侵害したときは、現実に犯された犯罪の刑が、前数カ条に定められた区別に従って、犯罪が故意に犯されたものとして適用されるべきものとする。

304 (*草案の339条は、改正草案では341条になっている。)

第340条 複数の者による暴行 暴行が2人以上の者によって犯されたときは、もたらされた傷害の重さに応じて、それぞれ処罰されるべきものとする。但し、それぞれの犯人が犯した暴行の性質または重さを知ることができないときは、すべての者は、最も重い傷害の刑を、1等減じて、受けるべきものとする。 305 (*草案の340条は、改正草案では339条になっている。)

第341条 有害物質の投与 故意に且つ罪を犯す意図で、健康に有害な物質を他人に投与した者は、引き起こされた損傷の性質に応じて、入念な準備による暴行について上で定められた刑に処せられるべきものとする。 307, f. 317条4項, 5項

(*草案の341条は、改正草案では340条になっている。)

第342条 悪意の指示 本節に定められた刑は、第332条に従って、悪意で与えられた指示の結果引き起こされた身体的または精神的な損傷および障害に適用される。 308

第3節 殺人および故意の暴力の法定減軽事由および正当化事由について

(Des excuses légales et des causes de justification du meurtre et des violences volontaires)

第343条 重大な暴行による挑発 単純故殺ならびに故意の殴打、傷害または暴行が、被疑者の身体に対する重大な暴行によって直接に挑発された激怒によって行われたときは、刑が減軽される。 309, f. 321, 325

誤って、自ら挑発に身をさらした者には、刑の減軽は適用されない。 309

[配偶者間の暴行については、刑の減軽は認められない。] 0, f. 324条1項 (*改正草案で追加された343条3項)

第344条 第三者に対する暴行 自己の面前で、他人に対して行われた重大な殴打または暴行により激怒して故殺または暴行を犯した者にも、挑発による刑の減軽が認められる。 0, f. 321, 325

第345条 相互の暴行 けんかの際に、いずれかが主張する挑発がいずれの側から行われたか証明できない場合は、複数の者が互いに殴打または傷害を受けたときは、すべての者は、刑の減軽を受けるべきものとする。 310

第346条 姦通の現場での暴行 故殺および暴行が、姦通の現行犯として見つかったときに法的な妻またはその共犯に対して夫により犯されたときも、刑の減軽が適用される。 311, f. 324条2項

但し、以前に妻の不身持ちに寛大であったときは、夫は、本条の刑の減軽は認められない。 311

第347条 家宅侵入 昼間に、人が居住する家屋もしくは家屋の付属物の囲いを乗り越えもしくは侵入するのを、または同じ場所で乱暴にもしくは密かに他人が侵入するのを防ぎまたは直接に押し返すために行われた故殺および暴行は、刑を減軽される。 312, f. 322

第348条 窃盗を防ぐための重罪または軽罪 重罪または軽罪が、人に対する暴行を用いないで窃盗を防ぎまたは窃取された物を直に取り返すための唯一の手段であったときは、刑の法定減軽が適用される。 0

第349条 減軽の効果 前数カ条に定められた場合において、故意の故殺または殴打もしくは傷害に科せられる刑は、前節の規定に従って、3等または4等減じられるべきものとする。 313, f. 326

第350条 正当防衛 故意の故殺または傷害は、それが自己または他人の正当且つ必要な防衛のために行われたときは、正当化され且つ刑を免除される。 314, f.

但し、故殺または傷害の正犯が、誤って、対象とされた攻撃の際になされたときは、法定減輕だけが適用される。 314

第351条 正当防衛類似の場合 故意の故殺ならびに傷害は、次の場合に、正当且つ必要な防衛の手段として行われたときは、正当化され且つ刑を免除される。

1. 複数の者により犯されまたは試みられた略奪もしくは破壊または火災に對して動産または不動産を守るため。
2. 人に対する暴行を伴って犯されたまたは試みられた窃盜を追い払うため、またはそのようにして窃取された物を直ちに取り戻すため。
3. 夜間に、第347条に定められた住居侵入を防ぎまたは押し返すため。 315, f. 322条 2項

第352条 防衛の場合における減輕 次の場合には、前 2 力条の場合における法定減輕だけが適用される。

1. 故殺または傷害の正犯が、攻撃者に対して故意に、自己の身体または財産について正当防衛にとって必要以上の損害を加えたとき。
2. 危険が去った後に、攻撃者に対して損害を加えたとき。 316

[第 3 節の 2 決闘について (Du duel)

(*改正草案で追加された第 3 節の 2。条文は、以下の 1 条から 12 条まで。)

第 1 条 決闘を挑発する侮辱、訴追 決闘の申し込みをなさしめる目的で行われたまたは単にその結果の予測をもって行われた侮辱、名誉毀損、陵辱は、次条に定められた挑発の刑を受けるべきものとする。

決闘を申し出ることまたは承認することを拒むために、公に他人を侮辱または輕蔑した者に対しては、同一の刑が 1 等加重されるべきものとする。

前 2 項の場合、侮辱された者の告訴にもとづかなければ訴追は行われない。但し、次条に定められた者はこの限りでない。

但し、侮辱を受けた者が挑発をしたときおよび後に挑発を撤回したときであっても、侮辱を受けた者は告訴することが認められない。

第 2 条 決闘の挑発、刑の併科、訴追、刑の免除、強要 自らまたは代理人によって、他人に対して凶器を伴う決闘を挑発した者は、2 週間以上 3 カ月以下の労働を伴った拘禁刑および 5 円以上 30 円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の刑は、必要な場合は、第 112 条の 2 に定められた限度において、前条に定められた侮辱の刑と併科されるべきものとする。

檢察官は、侮辱に続く挑発を訴追すべきときは、侮辱の訴追を行うことができる。

挑発者が、訴追の前に、決闘が行われないことに任意に同意したときは、挑発の刑の適用は行われないものとする。

しかし、挑発者が、金銭もしくは有価証券または金銭に評価できるその他すべての利益の約束または引き渡しにもとづいてのみ決闘を断念したときは、刑が科せられるべきものとする。但し、挑発が、前述の利益を得ることを目的に行われたときは、強要についてのより重い刑を科すことを妨げない。

第 3 条 傷害を伴わない決闘、刑の併合、刑の免除 剣、サーベルまたはピストルによる決闘が行われ、傷害が生じなかったときは、各決闘者は 1 カ月以上 6 カ月以下の労働を伴った拘禁刑および 10 円以上 60 円以下の罰金を言い渡されるべきものとする。

前項の刑は、前 2 カ条に定められた挑発および侮辱の刑と併合されるべきものとする。

但し、任意に武器の使用をやめた者または相手方の攻撃を避けるためだけに武器を使用した者は、決闘による刑を免除されるべきものとする。但し、自らの侮辱または挑発の刑はこの限りでない。

第 4 条 軽い傷害、労働不能、不治の身体障害 決闘の結果軽い傷害または 20 日を越えない身体的な労働不能が生じたときは、それをもたらした者に対する刑は 2 カ月以上 1 年以下の労働を伴った拘禁刑および 20 円以上 100 円以下の罰金とする。

傷害が 20 日以上労働不能を引き起こしたときは、拘禁刑は 3 カ月以上 18 カ月以下とし、罰金は 25 円以上 150 円以下とする。

傷害の結果不治と判断された永久的な身体障害が引き起こされたときは、拘禁刑は 6 カ月以上 3 年以下とし、罰金は 50 円以上 300 円以下とする。

第 5 条 故意でない殺人、故意の殺人 決闘の前に犯人が殺人の意図をもたなかった場合でも、傷害の結果死が引き起こされたときは、刑は 1 年以上 4 年以下の労働を伴った拘禁刑および 100 円以上 400 円以下の罰金とする。

決闘の前に死をもたらす意図のあったことが証明されたときは、拘禁刑は 2 年以上 5 年以下とし、罰金は 200 円以上 500 円以下とする。

第 6 条 再犯 公明正大な決闘 (duel loyal) に関しては、最初の刑が科せられたときであっても、同一年に同一の軽罪につき刑の言い渡しを受けた者に対しては、再犯を理由とする刑の加重は行われない。

第 7 条 一方の側だけの不正な決闘 次の場合、その意思とは無関係な理由によって中止された決闘の当事者に対しては、第 3 条に定められた刑は 1 等加重されるべきものとする。

1. 決闘が立会人なしに行われたとき。
2. 使用された凶器が第 3 条に定められた物以外のとき。
3. 決闘がそれに続く決闘者の死まで続けられたとき。
4. ピストルによる決闘において、決闘者が、相互に武器の射程距離の半分より短い距離にあったとき。

次のいずれかの場合には、決闘者の 1 人に対してだけ刑は 1 等加重される。

1. 自分だけに立会人がいたとき。
2. くじ引きを用いたとしても、相手方よりも有利な武器を用いたとき。

3. 同一の相手方に対して、同一日に、同一の理由で、自らが挑発した第2の決闘に参加したとき。

4. 息子、兄弟または従兄弟ではなく、挑発者または挑発された者に代わって且つその立場で決闘を行ったとき。

第8条 不正な決闘の有害な結果、不正な決闘のその他の場合 前条に定められた不正な決闘の場合に、決闘者の一方について傷害、身体障害または死亡が引き起こされたときは、それらの結果を引き起こした者に対しては、故意の殴打、傷害または殺人の普通法上の刑が言い渡されるべきものとする。

すべての場合において、武器を捨てた、負傷したもしくは明白に決闘を続け得ない相手方に対して攻撃を加えた決闘者、または立会人が決闘の中止を命じた後に相手方に攻撃を加えた決闘者に対しても前項と同様とする。

第9条 局外的な挑発者 罰せられるべき手段で、いずれかの決闘者に、公明正大なもしくは不正な決闘をかき立てて決心させた者、または第1条および第2条に定められた侮辱もしくは挑発をかき立てて決心させただけの者は、加重事由を容認しまたは予見できたときは、より重い刑を受けるべき決闘の相手方として処罰されるべきものとする。

第10条 立会人 第7条に定められた不正な決闘の場合において故意に決闘者に助勢した、または決闘者の一方が決闘を開始しもしくは続け得ない場合に決闘を防ぎもしくは中止させなかった立会人は、より重い刑を受ける決闘者として処罰されるべきものとする。

第11条 医師 その資格においてのみ決闘に居合わせた医師または外科医は、常に刑を免除されるべきものとする。

第12条 軍人 本節の規定は、軍人と非軍人の決闘における侮辱、挑発または決闘に適用される。

第4節 故意によらない殺人、殴打および傷害について (Des homicides, coups ou blessures involontaires)

第353条 過失殺人 不手際、軽率によりまたは規則もしくは地方の慣習 (usages locaux) を守らないで、過失による殺人を犯しまたは直接にその原因を与えた者は、2カ月以上1年以下の単純拘禁刑および10円以上100円以下の罰金、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。 317, f. 319

第354条 永久的身体障害 殺人は犯さなかったが、第335条に定められた永久的な身体障害もしくは永久的な損傷を引き起こした殴打、傷害または偶発的な出来事を犯したときは、刑は1カ月以上6カ月以下の単純拘禁刑および5円以上50円以下の罰金、またはそのいずれかの刑のみとする。 318, f. 320

第355条 その他の損傷 軽率により一時的な病気または労働不能しか引き起こさ

なかったときは、刑は11日以上2カ月以下の単純拘禁刑および3円以上20円以下の罰金、またはそのいずれかの刑のみとする。 319

病気または労働不能は引き起こさなかったが、一時的な健康障害または軽微な身体損傷を引き起こしたときは、刑は2円以上5円以下の罰金とする。 0

[第355条の2 一定の職業についての加重 職務または仕事の遂行において、人を輸送する公共の鉄道もしくは船舶の、または爆発物を製造もしくは使用する工場もしくは作業場の担当者、使用人もしくは労働者が不注意を犯したときは、前条カ条の刑は1等加重されるべきものとし、常に累積して言い渡されるべきものとす。](*改正草案で追加された355条の2)

第5節 自殺関与について (De la participation au suicide)

第356条 3種類の自殺関与 次の者は、6カ月以上3年以下の単純拘禁刑および10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

1. 他人に対して故意に自殺を唆し且つ決心させた者。
2. 他人の執拗な懇願にもとづいて、精神的または肉体的な苦痛から解放するたに、他人を死にいたらしめた者。

自殺行為の際に、直接的な方法で援助したにすぎない者については、前項の刑は1等減じられるべきものとする。 320

第357条 刑の加重 前条第1項に定められた自殺の教唆者が、個人的な情熱または自分の利益を満たすために行動したときは、刑は重懲役とする。 321

第358条 刑の減輕 教唆者またはその他の関与者の意思とは無関係な事情により、自殺が単に試みられまたは失敗したときは、前2カ条に定められた刑は、総則規定に従って減輕されるべきものとする。 0

第6節 不法な逮捕および監禁について (Des arrestations et séquestrations illégales)

第359条 不法逮捕 現行犯以外の場合に、人を逮捕した者は、その事実だけで、11日以上1カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。 0

[逮捕が、不当に手に入れた公務員の制服もしくは記章を使ってまたは当局の偽の命令によって行われたときは、拘禁刑は1カ月以上3カ月以下とし、罰金は3円以上30円以下とする。] 0, f.344条1項 (*改正草案で追加された359条2項)

第360条 不法監禁 私的な場所で20日 [10日] (*改正草案) を超えない不法監禁

が行われたときは、刑は2カ月以上4カ月以下〔4カ月以上1年以下〕(*改正草案)の労働を伴った拘禁刑および4円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の刑は、監禁の期間10日ごとまたは10日に満たない端数ごとに1等加重されるべきものとする。 322, f. 342, 343

[第360条の2 刑の併科 前2カ条により科せられる刑は、第112条の2の8号に定められる範囲で併科される。](*改正草案で追加された360条の2)

第361条 ひどい仕打ち、死の恐怖 監禁が〔ひどい仕打ちまたは重大な脅迫を伴い〕(*改正草案)殴打または身体的な傷害を伴い、体力および健康を維持するために十分な量の食べ物、水、外気もしくは衣服の剥奪を伴い、監禁が継続的な方法でもしくは何度も繰り返して行われ、監禁された人が死の恐怖を与えられたときは、刑は6カ月以上2年以下〔1年以上5年以下〕(*改正草案)の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下〔10円以上50円以下〕(*改正草案)の罰金とする。 323, f. 344条2項

第362条 病気、身体障害、死 ひどい仕打ちを伴った監禁が、なんらかの病気または労働不能、永久的な身体障害または死を招いたときは、犯人にそれを引き起こす意図がなかったときでも、計画による故意の殴打および傷害〔傷害および損傷〕(*改正草案)に照らしてより重い刑が科せられるべきものとする。 324, f. 344条2項

第363条 不測の事故 被害者が監禁の原因から逃れることができなかった事故により、死亡、身体障害または病気が引き起こされたときは、計画による刑の加重は適用されない。 325

被害者が、自ら命を絶ちまたは故意に自ら障害をもたらしたときも、前項と同様とする。 0

第7節 脅迫について (Des menaces)

第364条 口頭の脅迫 口頭の脅迫により有罪と認められた者は、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 脅迫が、殺人または人が居住する家屋もしくはその付属建造物の火災を目的としていたときは、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上20円以下の罰金。
2. 口頭の脅迫が、傷害もしくは人身に対するその他の暴行、人が居住していない家屋の火災、その他あらゆる動産もしくは不動産の破壊または略奪を目

的としていたときは、11日以上2カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金。 364

[さらに、刑の言い渡しを受けた者を、6カ月以上2年以下の期間、警察監視のもとにおくことができる。](*改正草案で追加された364条3項)

[第364条の2 文書による脅迫 脅迫が、前条の危険の恐怖を与える性質をもった、匿名もしくは署名の文書、象徴的な図画、なんらかの標章により行われたときは、前条に定められた刑は2倍に加重されるべきものとする。] 0 (*改正草案で追加された364条の2)

第365条 刑の加重 前条に定められた刑は、次の場合、1等加重されるべきものとする。

1. 犯人が、明らかな凶器をもっていたとき。 327
2. 脅迫が、前条の危険の恐れを与える性質の文書、象徴的な図画またはなんらかの標章によって行われたとき。

[第365条 刑の加重 次の事情それぞれにつき、前2カ条に定められた刑の1等が加重されるものとする。

1. 犯人が、脅迫のときに、明らかな凶器、引火性のもしくは爆発性の物をもっていたとき。 327
2. 脅迫が、公務員の職務執行においてまたは職務執行に際して、公務員に対して行われたとき。

脅迫が、第135条に定められた中央官庁のいずれかに対して、またはその官庁の長もしくはもしくは複数の職員に対して向けられたときは、刑は2等加重されるべきものとする。] 0 (*改正草案の365条)

[第365条の2 強要 脅迫が、金銭、有価証券、受領書もしくは弁済を提出または届けるという命令によって行われたときは、強要についての未遂、失敗、既遂の刑が、第427条に従って、適用されるべきものとする。] 0 (*改正草案で追加された365条の2)

第366条 別人に対する脅迫 害悪が、脅迫を受けた人自身またはその親族もしくは姻族の1人[別人に](*改正草案)に向けられたときは、脅迫は、前2カ条に定められたように処罰される。 366

第367条 告訴の必要 すべての場合において、脅迫を受けた者またはその代理人の告訴にもとづかなければ、訴追は行われぬ。 329

[但し、公務員に向けられた脅迫が公然と行われた場合は、告訴は必要ないものとする。] 0 (*改正草案で追加された367条2項)

第368条 恐怖からもたらされた致命的な結果 口頭のまたは文書による脅迫が、

恐怖の結果またはその他なんらかの事故により、脅迫を受けた人の精神の異常または永久的な身体障害を引き起こしたときは、刑は6カ月以上2年以下〔1年以上3年以下〕(*改正草案)の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金とする。

前項の脅迫が、死を引き起こしたときは、刑は1年以上3年以下〔2年以上5年以下〕(*改正草案)の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。 0

第369条 冗談での脅迫 脅迫が悪意で且つ危惧を与える方法ではなされなかったが、冗談の目的でなされ、しかし病気、精神の異常、身体障害または死を引き起こしたときは、過失による殺人および身体的もしくは精神的な障害に対する刑が適用されるべきものとする。 0

第8節 墮胎について (De l'avortement)

第370条 自己墮胎 自ら故意に墮胎した妊娠していた女性は、2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 330

[第370条 同意墮胎 暴力以外の方法で、女性の同意を得て、故意に女性の墮胎を行った者は、2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 331, f. 317条 1項

墮胎に同意しまたは自ら墮胎した女性に対しても、前項と同一の刑が言い渡されるべきものとする。 330, f. 317条 2項](*改正草案の370条 1項, 2項)

[第370条の2 同意のない墮胎 墮胎が女性の同意なしに行われたときは、拘禁刑は3カ月以上3年以下とし、罰金は6円以上30円以下とする。] 0, f. 317条 2項 (*改正草案で追加された370条の2)

第371条 女性の死亡 その同意のあるなしにかかわらず、故意に墮胎を行った者に対しても、前条と同一の刑が言い渡されるべきものとする。

墮胎の結果女性が死亡したときは、犯人に対する刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。 331

[第371条 女性の死亡 墮胎の結果女性が死亡したときは、犯人にそれを引き起こす意図がなかったときでも、刑は次のとおりとする。

女性が墮胎に同意していたときは、1年以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金。

女性が同意していなかったときは、2年以上5年以下の拘禁刑および20円以上50円以下の罰金。] 331 (*改正草案の371条 1項, 2項, 3項)

第372条 医師等、刑の加重 [母親の安全が求められるように思われた場合を除き](* 改正草案)故意に墮胎を行った医師、薬剤師または助産婦については、前条の刑は[前条の区別に従って](* 改正草案)1等加重されるべきものとする。 332, f. 317 条3項

第373条 暴行による過失の墮胎 その女性が妊娠していることを知っていた犯人が、故意による殴打、暴行によって過失で墮胎を犯したときは、刑は2年以上5年以下[1年以上4年以下](* 改正草案)の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下[10円以上40円以下]の罰金とする。 334

ひどい殴打、暴行により故意に墮胎が引き起こされたときは、刑は軽懲役とする。但し、すべての場合において、身体損傷の重大性または計画を理由として、故意の暴行または健康を害する物質の投与について定められた通常の刑に照らして前項の刑より重い刑を科すことを妨げない。 335

[墮胎がひどい殴打または暴行によって故意に引き起こされたときは、拘禁刑は2年以上5年以下とし、罰金は20円以上50円以下とする。 334

いずれの場合においても、墮胎が行われた否かにかかわらず、殴打または暴行が身体障害または死亡を引き起こしたときは、普通法上の刑が適用されるべきものとする。] 335 (* 改正草案の373条2項, 3項)

[第373条の2 未遂 墮胎の未遂は処罰される。] 0 (* 改正草案で追加された373条の2)

第9節 未成年者、老齢者、病者または身体障害者の遺棄について

(De l'abandon d'enfants, de vieillards, de malades ou d'infirmes)

第374条 人里離れていない場所 5歳未満の子供を、人里離れていない場所(lieu non solitaire)に故意に遺棄しまたは遺棄させた者は、その事実だけで、2カ月[1カ月](* 改正草案)以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 f. 352

自分で健康の維持または用便ができない老齢者、身体障害者もしくは病者を、人里離れていない場所に遺棄しまたは遺棄させた者にも、前項と同一の刑が適用されるべきものとする。 336

第375条 人里離れた場所 12歳未満の子供または前条で定められた者の遺棄が人里離れた場所(lieu solitaire)で行われたときは、拘禁刑は4カ月以上4年以下、罰金は10円以上40円以下とする。 337

第376条 保護人、刑の加重 自分が遺棄した人の保護を、給料を貰って、自分の

意思で引き受けた者に対しては、前2カ条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。 338, f. 350, 353

第377条 遺棄の結果の身体障害, 身体損傷 前2カ条で定められた遺棄の結果, 遺棄された人が, 第335条2項に定められた永久的な身体障害または身体の損傷を受けたときは, 有罪と認められた者は軽懲役に処せられるべきものとする。

339, f. 351

遺棄の被害者が第335条1項に定められた身体障害のいずれかになったときは, 刑は重懲役とする。遺棄の結果死が引き起こされたときは, 刑は有期強制労働とする。 339

遺棄が人里離れた場所で行われたときは, 計画について定められた刑が1等加重して適用されるべきものとする。

[第377条 遺棄の結果の身体障害, 身体損傷 遺棄の結果, 遺棄された人が, 第335条および336条に定められた永久的な身体障害, 身体の損傷または病気になったときは, 有罪と認められた者はそこに定められた刑に処せられるべきものとし, 前数カ条の刑よりも重い刑に処せられるべきものとする。 f. 351

遺棄の結果死が引き起こされたときは, 有罪と認められた者がそれを引き起こす意図がなかったときでも, 刑は重懲役とする。 339

遺棄が人里離れた場所で行われたときは, 計画について定められた刑が1等加重して適用されるべきものとする。

有罪と認められた者が, 人里離れた場所で遺棄された人の死を引き起こす意図をもっていたときで実際にその遺棄の結果死が引き起こされたときは, 計画による殺人の刑が適用されるべきものとする。] 0 (*改正草案の377条の1項から4項)

第378条 救助を怠ること 自己の所有地または自己が管理する場所で子供, 高齢者, 身体障害者または病者が遺棄されている[もしくは迷っている](*改正草案) のをみつけて, その人を引き取ることを承諾している者にまたは地方行政庁に受け継ぎをしなかったまたは届けなかった者は, 人里離れた場所における遺棄の正犯とみなされ, 刑を1等減じられる[1等減じて前条に定められた刑に処せられるべきものとする](*改正草案) 340。

第379条 被保護者を提示しないこと 法律または契約により, 子供, 高齢者, 身体障害者もしくは病者を看護する者は, それを請求する権利をもっている人または官庁のあらゆる要請に対して看護されている人を提示しなかったとき, およびその人の姿が見えなくなった理由を証明しなかったときは, 軽懲役に処せられるべきものとする。 0

第10節 未成年者の誘拐について (Des enlèvements et détournements
d'enfants ou de mineurs)

第380条 12歳未満の未成年者 [暴行もしくは脅迫を用いてまたは](*改正草案) 策略またはその他の方法により、12歳未満の子供を [その子供につき権限をもっている人が置いた場所または正当に保護されている場所から](*改正草案) 隠しまたは誘拐した者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 341, f. 354, 355, 356

第381条 12歳以上の未成年者 前条の軽罪が12歳以上20歳未満の未成年者に対して犯されたときは、有罪と認められた者は、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 暴力による [脅迫を用いた](*改正草案) 誘拐の場合は、刑は1年以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上30円以下の罰金とする。
2. 策略または誘惑 [またはその他](*改正草案) による誘拐の場合は、拘禁刑は6カ月以上2年以下、罰金は5円以上20円以下とする。 342, f. 354, 355, 356

[但し、いずれの場合においても、監禁が行われたときは、第361条に定められたより重い刑とする。](*改正草案で追加された381条3項)

第382条 共犯 隠されまたは誘拐された子供もしくは未成年者を、自分の家族、奉公人としてまたはその他のあらゆる身分として、故意に受け取った者は、前2カ条に定められた誘拐の共同正犯として [前2カ条の刑を1等減じて](*改正草案) 処罰されるべきものとする。 343

第383条 告訴の必要、婚姻の効果 前数カ条に定められた軽罪の訴追は、被害者またはその代理人の告訴もしくは告発にもとづかなければ行われぬ。 [但し、その軽罪が別の犯罪に結合しているときは、別の犯罪は職権により訴追される。](*改正草案で追加された但し書き)

同様の場合において、有罪と認められた者が誘拐された人と合法的に婚姻したときは、正式に開始された訴追は、当然に中止されるべきものとする。 344, f. 357

第384条 探し出された子供の身体障害、探し出されない子供 隠されもしくは誘拐された子供または未成年者が探し出されたが、身体障害、身体の損傷または病気となっていて、有罪と認められた者が、そのことについて、事故によるまたは主要な原因を証明しなかったときは、その者は、原因の重大さに応じて、計画に

もとづかず故意によって引き起こされた身体的な損傷について定められた第335条および336条に定められた刑を受けるべきものとする。

子供が探し出されず、いなくなった原因を証明できないときは、刑は重懲役とする。 0

第385条 2人の未成年者の逃亡 2人の20歳未満の未成年者が、協力して、未成年者を保護していた者の権力から姿を消したときは、未成年者は刑を免除されるべきものとする。

[但し、未成年者を、その者が成年に達するまで、保護拘禁(enprisonnement de garde)に付することができる。](原注) 0

原注：第385条但し書きは、委員会の少数意見の提案により追加された条文。

[第385条の2 子供の入れ替え いずれかの子供のまたは両者の身元の証拠を失わせる目的で、両親または正当な保護者の近くで、ある子供と別の子供を不正に入れ替えた者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。] 0 (*改正草案で追加された385条の2)

[第385条の3 未遂 本節に定められた軽罪の未遂は、処罰される。] 0 (*改正草案で追加された385条の3)

[第385条の4 人違い 犯罪によって計画された被害者の同一性についての誤りは、本節の刑の適用を排除しない。] 0 (*改正草案で追加された385条の4)

第11節 良俗に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre les bonnes mœurs)

第386条 羞恥に反する行為 次の者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

1. 暴行を用いないで、満12歳未満の男女の子供の羞恥心に反する行為を行った者。
2. 暴行または脅迫を用いて、12歳以上の男女に対して、前項と同様の行為を行った者。 346, f. 331

[第386条 暴行を用いない羞恥に反する行為](*草案の386条1号が、改正草案の386条となっている。刑は、草案と同じ。)

第387条 12歳未満の子供に対する暴行を用いた行為 前条の行為が、暴行または脅迫を用いて、12歳未満の子供に対して犯されたときは、刑は2カ月以上2年以下の拘禁刑および10円以上40円以下の罰金とする。 347, f. 332条4項

[第387条 暴行を用いた羞恥に反する行為 (*草案の386条2号が、改正草案の387条1項となっている。刑は、草案と同じ。)]

(*草案の387条が、改正草案の387条2項となっている。)

第388条 強姦 12歳以上の婦女に暴力または重大な脅迫を用いた強姦(viol)により有罪と認められた者は、軽懲役に処せられるべきものとする。 348

強姦を犯す目的で、被害者に対する策略によって引き起こされた睡眠、気絶またはその他の意思の停止を利用して、強姦が犯されたときは、前項と同一の刑が言い渡されるべきものとする。 348

[第388条 未成年者との淫らな取引 12歳未満の女性と淫らな取引を行った者は、軽懲役に処せられるべきものとする。 349, f. 331条1項

女性が8歳未満であったときは、壊乱者には強姦の刑が適用されるべきものとする。](*改正草案の388条1項, 2項) 0

第389条 強姦 強姦が、12歳未満の少女に対して、暴行、脅迫または前条に定められた手段を用いて犯されたときは、刑は重懲役とする。 349

その他すべての場合には、刑は軽懲役とする。

[第389条 強姦](*草案の388条1項が改正草案の389条1項, 草案の388条2項が改正草案の389条2項, 草案の389条が改正草案の389条3項となっている。)

第389条の2 加重事由 (原注)強姦が、被害者の尊属により、被害者の後見人もしくは保佐人、家庭教師、教師、親方もしくは店主により、または被害者に対して当然の権限をもっているその他すべての者により、被害者の奉公人もしくは前記の者の奉公人により、犯罪を犯すためにその身分を濫用した医師、祭祀の主事者もしくは公務員により犯されたとき、または、犯罪が複数の者の共謀により犯されたときは、前数カ条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。

0, f. 331条2項, 333

原注: 第389条の2は、委員会の少数により提案された条文。

第390条 告訴の必要 前数カ条のすべての場合において、被害者が成年のときは被害者の告訴にもとづかなければ、または被害者が未成年のときはその法定代理人もしくは尊属のうちの1人の告訴にもとづかなければ、重罪または軽罪の訴追は行われぬ。 350

犯人と被害者の合法的な婚姻は、第383条に従って、訴追を終了させるべきものとする。 0

第391条 身体損傷および殺人の刑 前数カ条に定められた行為が、死亡、身体障害または第335条[第334条, 335条, 336条](*改正草案)に定められたいずれかの身体損傷を引き起こしたときは、第334条および335条[当該条文](*改正草案)に定められた刑に照らしてそれぞれ重い刑が[1等加重されて](原注)適用されるべ

きものとする。 351

原注：委員会の少数は、この加重の削除を提案。

第392条 売春斡旋、共犯 斡旋により、1人または複数の20歳未満の〔または明らかに心神喪失の〕(*改正草案で追加)男女の不身持ちまたは墮落をそのかしまたは助長した者は、2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。 352, f. 334条1項

贈り物、約束、脅迫またはその他の手段により、この軽罪を構成する斡旋をしてもらった者は、共同正犯として処罰されるべきものとする。 0

〔第1項に定められた者は、さらに警察監視のもとにおかれ得る。〕(*改正草案で追加された392条3項) 0, f. 335条3項

〔第392条の2 刑の加重 第389条の2に定められたいずれかの身分をもつ者に対しては、前条に定められた刑は、1等加重されるべきものとする。〕 0, f. 334条2項 (*改正草案で追加された392条の2)

第393条 姦通 姦通(adultère)により有罪と認められた妻(femme légitime)は、3カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の軽罪の共同正犯は、前項と同様の刑に処せられるべきものとする。

姦通の訴追は、夫の告訴にもとづかなければ行われぬものとする。

夫が前もって当該姦通をそのかしまたは助長したときは、夫の告訴は効力をもたない。 353, f. 336, 337条2項, 民法典308, 309

〔第393条の2 夫の告訴, 告訴の取り下げ, 夫の心神喪失, 訴追の終了, 夫の無資格 姦通の訴追は、夫の告訴または姦通を理由とする離婚もしくは贈与の取り消しについての民事の請求にもとづかなければ、行われぬ。

告訴および民事の請求は、確定判決まではいつでも取り消され得る。

夫が心神喪失のときは、夫に最も近い2名の親族に補佐されて、後見人が告訴をまたは告訴を取り下げることができる。

確定判決以前に生じた、夫婦の和解、夫もしくは妻の死亡は、妻およびその共犯者に対する訴追を終了させる。〕 353, f. 336, 337条2項, 民法典308, 309 (*改正草案393条の2第1項, 2項, 3項および4項。5項は草案393条4項と同じ。)

第394条 重婚 適法な婚姻関係にある者が、正規の手続きで、別の法的な婚姻を結んだときは、6カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 354, f. 340

第12節 他人の評判に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre la réputation d'autrui)

第395条 誣告 虚偽であることを知って、書面によりまたは口頭で、刑の言い渡しをもたらす性質の告訴または告発を司法権に対して行った者は、誣告 (calomnie) として有罪とされ、被疑者に対する偽証について第253条に定められた刑に処せられるべきものとする。 355, f. 373

第396条 刑の免除 誣告 (dénonciation calomnieuse) により有罪と認められた者は、たとえ誣告された人が誣告者に対して告訴をしたときであっても、誣告された者に対する訴追の前に、誣告を撤回したときは、刑を免除されるべきものとする。 356

第397条 偽証に類似 誣告された者が誤って不当に有罪を言い渡されたときは、第254条および255条が誣告者に適用されるべきものとする。 357

[前項の誣告を挑発した者に対しては、第258条が適用される。](*改正草案で追加された397条2項)

第398条 名誉毀損 人を害する [または侮辱する] (*改正草案) 意図で、不名誉な事実または一定の悪行を公に個人のせいにした者は、その人のせいにされた事実または悪行が真実であるかまたは虚偽であるかを調査する必要なしに、名誉毀損 (diffamation) として有罪と認められ、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 名誉毀損が、口頭または公開で開催された演説により行われたときは、刑は11日以上2月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金とする。

2. 名誉毀損が、書面もしくは印刷物により、または公に配布され、販売されもしくは掲示された図画もしくは標章により、または劇場での興業により行われたときは、刑は2週間以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金とする。 358, f. 1881年7月29日の法律32条

[第398条の2 名誉毀損事実の証明 名誉毀損の被告人は、事実を、活動または義務を公に表明した商社会社または民事会社の経営者、支配人、代理人または清算人のせいになかった限り、名誉毀損事実が真実であることを証明することは認められない。但し、公務員に対する名誉毀損事実の証明に関して、第170条に定められたことはこの限りでない。

被告人は、そのせいにしたことを証明できない場合に限りて刑の言い渡しを受けるべきものとする。] f. 1881年7月29日の法律35条2項 (*改正草案で追加された398条の2の1項, 2項)

第399条 正確な報告 新聞により、裁判所での弁論または民事もしくは刑事の判決により、他人の名誉を損なう、正確な報告だけがなされたときは、前条に定められた刑は適用されない。但し、有罪判決がなされた場合、その公表が、言い渡された刑の停止後でなければよい。 0

第400条 死者に対する名誉毀損 死者に対する名誉毀損は、第398条により処罰されるべきものとする。但し、それが悪意〔生存している家族の尊敬を損なう意図〕(*改正草案)で且つ誣告の性質をもってなされたときに限る。 359, f. 1881年7月29日の法律34条

[第400条の2 侮辱、陵辱 個人に対して、挑発せずに、口頭もしくは書面によって公になされた不名誉な事実もしくは一定の悪行の非難を含まない侮辱、陵辱は、11日以上1カ月以下の単純拘禁刑および2円以上10円以下の罰金、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。] 426条12号, f. 1881年7月29日の法律29条, 30条 (*改正草案で追加された400条の2)

第401条 判決の公表 誣告または名誉毀損で有罪の言い渡しをした場合、裁判所は、被害者の請求にもとづき、その判決を一つまたは複数の新聞に公表すること、およびその判決の謄本の一定部数が告訴人に渡されることを命じることができる。すべては、有罪を言い渡された者の費用とする。

裁判所は、さらに、名誉を毀損するまたは侮辱的な書類、覚え書きまたは図画の削除を命じることができ、書物については、まだ売られていない部数について訂正を命じることができる。 0

第402条 職業上の秘密 身分または職業によりその者に託されたまたは成り行きとして知った秘密の保持者である医師、薬剤師、助産婦、弁護士、代訴士、公証人、祭祀の主宰者が、加害の意図で、1人もしくは複数の人に、その秘密を暴露したときは、11日以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項に指定された者は、その職業によりその者に託されたまたは成り行きとして知った事実について、裁判で証言を拒否することができる。但し、裁判において行った秘密の暴露は、決して処罰されない。 360, f. 378

第403条 告訴の必要 名誉毀損の軽罪の訴追は、侮辱を受けた当事者の告訴、または侮辱を受けた者が死亡しているときは家族の告訴にもとづかなければ、行われぬ。 361, f. 1881年7月29日の法律60条

第13節 卑属が尊属に対して犯した重罪および軽罪について (Des crimes et délits commis par les descendants contre leurs ascendants)

第404条 尊属殺人, 自殺関与 子供または卑属によって犯された父, 母またはその他の法的な, 自然的なもしくは養子関係の尊属に対する故意の殺人は, 尊属殺人 (parricide) とし, 死刑に処せられる。

但し, 尊属の自殺に関与した場合は, 前記第5節に定められた刑は1等加重されるべきものとする。 362, f. 299, 302

第405条 その他の重罪, 軽罪 尊属に対する殴打, 傷害または暴行, 健康に有害な物質の投与, 監禁, 脅迫, 遺棄または名声に対する重罪または軽罪により有罪とされた卑属は, それらの重罪または軽罪に対する通常の刑を1等加重して処罰されるべきものとする。 363, f. 312, 317条6項

第406条 食料の奪取, 身体障害, 病気, 死亡 尊属から十分な食料, 健康にとって必要なその他の物を故意に奪った卑属は, その事実だけで, 2週間以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の結果, 第335条および336条に定められた身体障害, 病気または身体の損傷を引き起こしたときは, 通常の刑は, 計画により犯された傷害の刑を1等加重したものとす。

1項の結果, 死が引き起こされたときは, 有罪と認められた者がそれを引き起こす意図をもたなかったときでも, 同様とする。 364

第407条 刑の減免なし 前記第3節で認められた故意の殺人および傷害に対するいかなる特別な刑の減免も, その尊属に対する重罪または軽罪により有罪と認められた卑属には認められない。 365, f. 323

第408条 減輕事由 減輕事由が認められる場合は, 刑は1等だけ減じられるべきものとする。 0

第409条 未遂 失敗したまたは未遂の重罪または軽罪の場合は, 刑は, 最初の場合は1等だけ, 2回目の場合は2等だけ減じられるべきものとする。 0

第 章 財産に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits
contre la propriété)

第 1 節 密かなまたは暴力を伴わない窃盗について (Des vols clandestins
ou sans violences)

第410条 窃盗 暴力も脅迫も用いないで且つ後に定められる一定の事情もなしに、個人的な利益を得る意図でまたは他人に利益を得させる意図で、他人の物を不正に窃取した者は、密かな窃盗で有罪とされ、2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金で処罰される。 366, f. 379

[第410条 窃盗一般, 密かな窃盗, 特別な窃盗, 普通の窃盗, 加重事由 自分の物にする意図で、または他人に与える意図で、所有者もしくは占有者から奪う意図で、他人に属する有体動産を不正に窃取した者は、窃盗で有罪とされ以下の区別に従って処罰される。 366, f. 379

窃盗が、人に対する脅迫も暴行も用いないで行われたときは、密かな窃盗といわれる。

窃盗が、後の第414条, 415条, 417条, 418条または法律の別の規定によって定められた特別な構成事情を示すときは、特別な窃盗といわれる。 0

その他の場合は、単純または普通窃盗といわれる。

なんらかの種類の窃盗を伴う加重事由は、その性質も資格付けも変更しない。](* 改正草案の410条1項から5項)

第411条 刑の加重 窃盗が次の者によって犯されたときは、前条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。

1. 雇い主、使用者または経営者の利益に反して、奉公人、雇い人もしくは係員により、または通常の労働者もしくは見習い労働者により。
2. 奉公人、雇い人、係員、労働者または見習い労働者の利益に反して、雇い主、使用者または経営者により。
3. 賃借り人、旅行者または乗客がそこに携えていたまたは預けた物についてホテルの主人、旅館の主人、アパートの貸し主または陸路もしくは水路により人を運ぶ運送業者により、またはそれらの者の奉公人もしくは雇い人により。
4. ホテルの主人、運送業者またはそれらの者の奉公人もしくは雇い人の利益に反して、賃借り人、旅行者もしくは乗客により。 0, f. 386条3号および4号

[第411条 所有物窃盗,共有者による窃盗 自分の物でも物権によって第三者が正当に占有している物,または司法機関が保管もしくは第三者の保管に委ねている物を窃取した者は,他人の物の窃盗で有罪として処罰される。 371, f. 400条5号

共同の物,相続財産または社団の物の占有を不正に窃取した共同所有者,共同相続人,社団の社員は,共同利害関係人の同意なしに処分した場合に限り窃盗として処罰される。](*改正草案の411条1項,2項)

第412条 災害時の窃盗 窃盗が,火災,地震,浸水,海難,暴動またはその他の災害に乗じて行われたときは,その窃盗は3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。 367

[第412条 単純窃盗 単純窃盗または普通窃盗を犯した者は,2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。]

366, f. 401 (*改正草案の412条)

第413条 侵入窃盗 人が居住していない家屋もしくは商店,住居の囲いの外にある閉じられた物置もしくは倉庫に,家宅侵入,偽の鍵または外部からの侵入によって入り込んで窃盗を犯した者は,3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。 368

[第413条 加重事由 普通窃盗の刑は,以下の七つの事由それぞれにつき1等加重されるべきものとする。

1.(*草案の411条1号から4号と同じ)

2.(*草案の412条と同じ)

3. 犯人が,当局の偽の命令を主張または当局者の身分,制服もしくは記章を不当に手に入れて,窃取した物を持ち去りまたは自分に届けさせたとき。 0, f. 381条4号

4. 家宅侵入により人が居住していようがいがまいが家屋,建物,船の内部で,付けられている鍵をねじ曲げて扉,金庫その他これに類似の動産に対して行われ,または外で開けもしくは壊すためにそれらの物を持ち去る方法で窃盗が行われたとき。

0, f. 384, 396

窃盗が,塀を乗り越えもしくは偽の鍵以外の方法で道路から侵入して,人が居住する家屋,建物,船またはその付属の建物の内部で行われたときは,以下の事由それぞれにつき刑はさらに1等加重されるべきものとする。 370

5. 窃盗が,夜間に行われたとき。 0, f. 385条1号,386条1号

6. 犯人が2人以上であったとき。 369, f. 385条3号

7. 犯人またはそのうちの1人が,凶器を隠しもっていたとき。 370, f. 385, 386条2号](*改正草案の413条1号から7号)

第414条 家宅侵入,刑の加重 人が居住する家屋またはその付属建物に,家宅侵入,偽の鍵もしくは施錠破壊によって入り込んで窃盗を犯した者は,4カ月以上

4年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。

次のそれぞれの情況につき、刑は1等加重されるべきものとする。

1. 窃盗が夜間に犯されたとき。
2. 窃盗が2人以上の者によって犯されたとき。 369
3. 1人または複数の犯人が、凶器をもっていたときまたはその場で持ち出したとき。 370

[第414条 公の信用に委ねられた物の窃盗 公の信用に委ねられた物の窃盗は、3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処罰される。

本条は、以下の窃盗に対して適用される。

1. 畑地、庭もしくは鍵の掛かっていない公園において、土地に植わっているもしくは刈り取られた果実または土地の有用な産物の窃盗、肥料、藁、杭、竹の窃盗、土、石もしくは地面から離されたその他の物の窃盗、車、荷車もしくは農業用の機器の窃盗に対して。 372, f. 388
2. 前号と同じ場所でまたは都市もしくは田舎の公道で、事故もしくは不可抗力によって一時的に放棄された物の窃盗、建設、修理もしくは囲いのために準備されたもしくは使用中の資材の窃盗、同様の原因でもしくは同様の使用目的で同様の場所においてある機械、道具もしくは車の窃盗に対して。 0
3. 前号と同じ場所で、鍵の掛かっていない森林で、既に切り取られたかまだ植わっている樹木、低木もしくは竹の窃盗、木材、樹皮、芝の束もしくは木炭の窃盗、それらの物の営業の道具の窃盗に対して。 373
4. 鍵の掛かっていない炭坑、鉱山、採石場、泥炭採石場、または油田で、石炭、鉱物、金属、鉱石、石、石灰、砂、泥炭土、泥炭もしくは鉱油の窃盗、その場所で営業に使う道具、機器、車の窃盗に対して。
5. 河川、湖、池および鍵の掛かっていないその他の場所で、生け簀もしくは養魚池の魚の窃盗、蜜蜂の蜜、巣箱、蜜蜂の群れの窃盗に対して。 373, f. 388

窃取が違警罪としてしか処罰されない場合を除き、且つその物の喪失が所有者に民事上の損害引き起こしたとき。](*改正草案の414条1項から3項)

第415条 自己の物の窃取 債権者に抵当として提供したまたは司法権によって差し押さえられもしくは供託されて第三者の管理に委ねられている自己に属する物を不正に窃取した者は、他人の物の密かな窃盗として有罪とされ処罰される。

371

[第415条 馬、家畜の窃盗 畑地、牧草地および前条で定められた鍵の掛かっていないその他の場所で、馬、牛および羊の家畜の窃盗は、4カ月以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。] 374, f.

388 (*改正草案の415条)

第416条 収穫物, 農業用器具の窃盗 根本からもしくは地面から刈り取られた収穫物またはその他土地の有用な産物を, 畑で盗んだ者は, 1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 372

囲いの施設または構造のために畑においてある道具もしくは農業用器具, 肥料, 藁, 杭, 竹, 木, 石またはその他の物の畑での窃盗にも, 前項と同様の刑が適用されるべきものとする。 373

[第416条 加重事由 前2カ条に定められた刑は, 第413条1号から3号に定められたそれぞれの事由につき1等加重されるべきものとし, さらに次の場合も同様とする。

4. 柵, 垣根, 溝および当該場所への自由な侵入を防ぐためのその他の障害物乗り越えまたは侵入したとき。
5. 窃盗が夜間に行われたとき。
6. 犯人が2人以上であったとき。
7. 1人または複数の犯人が, 密かに凶器をもっていたとき。
8. 盗み取られた物が, 窃盗の場所で盗まれたときでも, 昼間または荷役用の動物を使って持ち去られたとき。] 0, f. 386, 388 (*改正草案の416条)

第417条 樹木, 石, 魚等の窃盗 次の窃盗も, 前条に定められた刑で処罰される。

1. 伐採された樹木または竹, 樹皮または炭を対象として, 森林において犯された窃盗。
2. 石切場における石, 石膏, 石灰もしくは砂, または営業用の道具の窃盗。
3. 鉱山における鉱石, 石炭または営業用の道具の窃盗。
4. 鍵の掛かっていない公園, 池または養魚池における水鳥または魚の窃盗。

374, f. 388

[第417条 非現住建造物の侵入窃盗 塀を乗り越えもしくは地下道を通して, 外部からの侵入によりもしくは偽の鍵を使って, 人が居住しない家屋もしくは商店, 物置, 船, 住居の敷地の外にある閉ざされた倉庫に侵入して窃盗を犯した者は, 1年以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。] 368, f. 384 (*改正草案の417条)

第418条 牧草地, 鉱山等での窃盗 畑もしくは牧草地で, 森林で, または鉱山もしくは石切場で犯された窃盗が, 馬, 雄牛, 雌牛, 羊, 車または荷車を対象としていたときは, 刑は3カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金とする。 374, f. 388

[第418条 現住建造物侵入窃盗 人が居住している家屋もしくは付属の建物, または人

が居住している船において窃盗が行われ、犯人が前条に定められた方法のいずれかにより侵入下ときは、刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以下50円以上の罰金とする。] 368, f. 381, 385 (*改正草案の418条)

第419条 庭園での樹木の伐採窃盗 国家のまたは個人の庭、公園もしくは森で、樹木、低木または竹を伐採して窃取した者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 0

[第419条 刑の加重事由 前2カ条に定められた刑は、第416条に定められたそれぞれの事由につき1等加重されるべきものとする。] 369条および370条参照, f. 381, 385 (*改正草案の419条)

第420条 刑の加重事由 前4カ条に定められた刑は、次のそれぞれの事由につき1等加重されるべきものとする。

1. 窃盗が、奉公人、係員、通常の労働者または日雇い労働者によって犯されたとき。
2. 窃盗が夜間に犯されたとき。 0

[第420条 使用中でない現住の建物 居住の用に当てられている建物または船は、窃盗のときに使用されていなくても現住のものともみなされる。

居住の用に当てられていない場所に、日中または夜間の管理人がいる場合は、窃盗が管理人の住まいにおいて管理人が通常滞在している時間に犯されたときは、現住家屋に関する規定が適用されるべきものとする。] 0 (*改正草案の420条)

第421条 未遂 前数カ条の窃盗の未遂は、処罰される。 375, f. 388, 401

第422条 警察監視 前数カ条により拘禁刑を言い渡された者は、さらに、6カ月以上2年以下の期間、警察監視のもとにおかれ得る。 376, f. 388, 401

第423条 親族、姻族間の刑の免除 本節に定められた窃盗が、[夫婦](*改正草案)、直系の法的、自然的または養子縁組による親族および直系姻族の間で犯されたときは、刑が免除されるべきものとする。

同居している伯父および甥の親等までの傍系の親族の間での窃盗についても、前項と同様とする。

本条の刑の免除の特権は、共同正犯または共犯が同じ身分をもっていないときおよびそれらの者以外の利益のために窃盗に関与したときは、本条に定められた者の共同正犯または共犯には適用されない。 377

第2節 暴力を用いたまたは武器を伴った窃盗について (Des vols à force ouverte ou commis avec violences)

第424条 脅迫、暴行による窃盗 いかなる身体的な損傷も引き起こされなかった

にもかかわらず、死、傷害、火災または破壊の脅迫をして、または人に対するなんらかの暴行を用いて窃盗を犯した者は、暴力による窃盗として有罪とされ且つ軽懲役に処せられる。 387, f.381条5号

窃取した物の全部または一部を持ち続けるために、密かな窃盗を行った後に、脅迫または暴力が用いられたときも、前項と同一の刑が言い渡されるべきものとする。 382

[窃盗の際に、これ見よがしに凶器、火災を起こさせる物または爆発物を所持していたときは、先に定められた脅迫と同一視される。] 370条参照 (*改正草案で追加された424条3項)

第425条 暴行を用いた窃盗の加重 暴行を用いた窃盗が、次の一つまたは複数の情況を伴って犯されたときは、刑は重懲役とする。

1. 暴行を用いた窃盗が、公道でまたは船舶内で犯されたとき。
2. 暴行を用いた窃盗が、複数の者によって犯されたとき。 379条1号
3. 複数または1人の犯人が凶器をもっていたとき。 379条2号
4. 1人または複数の者が覆面等をかぶっていたとき。
5. [暴行を用いた窃盗が、夜間に、塀を乗り越えまたは偽の鍵を使って、人が居住する家屋またはそれに付属する建物で行われたとき。] 0, f.381条4号 (原注)

原注: 委員会の少数によって追加された条文。

[第425条 暴力による特別な窃盗 0, f.384条1号 (*改正草案425条1項は、草案の425条5号と同じ。)]

暴力による窃盗が、公道で、街や村の外でまたは投錨中もしくは航海中の人がいる船舶内で犯されたときも、前項と同様の刑が言い渡されるべきものとする。] 0, f.383 (*改正草案の425条2項)

[第425条の2 加重事由 次の加重事由の一つまたは複数を経由して、前2カ条に定められた刑は、その最高が言い渡されるべきものとする。

1. 暴力を用いた窃盗が、奉公人または第413条1号に定められた者のいずれかによって犯されたとき。 0, f.386条2号, 3号, 4号
2. 暴力を用いた窃盗が、第413条2号に定められた災害を利用して犯されたとき。
0
3. 暴力を用いた窃盗が、夜間に犯されたとき。 0, f.381条1号, 385条1号, 386条1号
4. 犯人が2人以上であったとき。 379, f.381条2号, 385条3号, 396条1号
5. 暴力を用いた窃盗が、当局の偽の命令を主張し、当局者の資格を詐称し、記章もしくは制服を不当に手に入れて行われたとき。 0, f.381条4号, 384

6. 身体的な損傷を引き起こさなかったときでも、1人または複数の犯人が凶器を人に向けたとき。

7. 凶器をもたなくとも、暴行または脅迫により20日以上労働不能を引き起こしたとき。 0, f. 382](*改正草案で追加された425条の2)

第426条 永久的な身体障害、殺人、故殺 暴行により身体損傷が引き起こされたときは、刑は有期強制労働とし、暴行により永久的な身体障害または四肢の切断が引き起こされたときは、刑は無期強制労働とする。

前項の結果人が死に至ったときは、犯人にそれを引き起こす意図がなかったときでも、刑は無期強制労働とする。

故意の殺人が行われたときは、第330条に従って、刑は死刑とする。 380参照， f. 382

第427条 譲渡等の強要 譲渡、債務、受領書または負担の免除が記載されている書面に署名の強要、および脅迫、暴行、傷害を伴って手に入れたなんらかの物の引き渡しにも、前数カ条に定められた刑が適用される。 0, f. 400条 1項

第428条 警察監視 暴力による窃盗を理由として拘禁刑が言い渡されたすべての場合において、刑の言い渡しを受けた者は、さらに、1年以上3年以下[2年以上5年以下](*改正草案)の期間、警察監視のもとにおかれるべきものとする。

384

第3節 遺失物および埋蔵物の横領について (Du détournement d'objets trouvés et d'un trésor)

第429条 遺失物横領 自己の所有地またはその他の場所で、他人に属する遺失物 (objet oublié ou perdu) を見つけた者が、それから利益を得る意図で、遺失物を所有者に返還せずまたは地方当局の手に託さなかったときは、2週間以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 385

[本条の規定は、地上の、河川のまたは海上の漂流物に適用される。] 385 (*改正草案で追加された429条 2項)

第430条 埋蔵物横領 他人の所有地において埋められたまたは隠された埋蔵物を発見し、法律によりその所有権が付与されている者からそれを奪う方法で、埋蔵物を横領した者には、前条の規定が適用される。 386

[第430条の2 加重事由 犯人が奉公人または第413条 1号に定められている者のいずれかであるときは、前2カ条の刑は1等加重されるべきものとする。] 0 (*改正

草案で追加された430条の2)

第431条 刑の免除 第423条が一定の親族または姻族に対して認めている刑の免除は、前2カ条に適用される。 387

第4節 破産罪について (De la banqueroute)

第432条 詐欺破産、共犯、未遂 破産または支払い不能の状態であると宣告した判決の前または後に、債権者に損害を与える意図で、その資産の一部を横領しもしくは隠匿し、または支払うべきでなかった金額の債務者であると認めてその負債を誇張した者は、詐欺破産 (banqueroute frauduleuse) で有罪とされ、6カ月以上5年以下の労働を伴った拘禁刑に処せられる。 388条1項, f.402条2項, 商法典591

不正な約束を受け取りまたはその軽罪に手を貸して、この軽罪の遂行において、故意に、破産者を援助した者は、この軽罪の共同正犯として、同様の刑に処せられる。 388条2項参照, f.403, 商法典593

本条の軽罪の未遂は処罰される。

[第432条 詐欺破産 破産または支払い不能の状態であると宣告した判決の前または後に、債権者に損害を与える意図で、その資産の一部を消滅させ、横領しもしくは隠匿し、負債を誇張し、その商業帳簿もしくは家計簿の全部もしくは一部を隠滅し、変造した者は、詐欺破産で有罪とされ、1年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑に処せられる。 388条1項, f.402条2項, 商法典591

前項の詐欺破産の実行に際して、直接にまたは理由を知って破産者を援助した者は、この軽罪の共同正犯として、同様の刑に処せられる。 388条2項参照, f.403, 商法典593

本条の軽罪の未遂は処罰される。](*改正草案の432条1項, 2項, 3項)

第433条 単純破産 破産または支払い不能の状態であると宣告した判決の前または後に、故意に、商業帳簿または家計簿の全部もしくは一部を隠滅した者、または当該判決の後に、他の債権者を害するために1人の債権者に支払いをした者は、単純破産 (banqueroute simple) で有罪とされ、1カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑に処せられる。 389, f.402条3号, 商法典585条4号

[第433条 単純破産 次の者は単純破産で有罪とされ、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑に処せられる。

1. 破産または支払い不能の状態であると宣告した判決の後で、他の債権者を害するために1人の債権者に支払いをした者。 389, f.402条3号, 商法典585条4号
2. 法律が定める帳簿もしくは記録簿を備えていなかった、またはそれらを不正に備

えていた商人。 f. 402条 3号, 商法典585条 6号

商法典が単純破産と定めている者も同様に処罰される。](*改正草案の433条)

[第433条の2 加重事由 前2カ条で定めている軽罪で有罪とされた国庫収入の会計係、公証人、銀行家、両替商、仲買人に対しては、前2カ条で定められた刑は1等加重されるべきものとする。] f. 404, 商法典89 (*改正草案で追加された433条の2)

[第433条の3 刑の免除 被害を受けた者が第423条に定められた親族または姻族であるときは、本節が定める刑は免除される。](*改正草案で追加された433条の3)

第5節 詐欺および背任について (De l'escroquerie et de l'abus de confiance)

第434条 詐欺一般 架空の危険の不安もしくは架空の利益の期待を起させ、またはその他あらゆる不正な策略を用いて、金銭、有価証券、もしくはなんらかの動産、不動産、または譲渡、債務、受領書、受け取りが記載されている書面を不当に引き渡させた者は、詐欺により有罪とされ、2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられる。

文書偽造が行われたときは、第 編第 章に定められたとおり、より重い刑に処すことを妨げない。 390, f. 405

[第434条 詐欺一般 以下の者は、詐欺により有罪とされ2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上40円以下のに処せられる。

1. 架空の危険の不安もしくは架空の利益の期待を不正に起させ、またはその他のあらゆる罰すべき策略もしくは術策を用いて、金銭、有価証券、不動産もしくはなんらかの動産、または譲渡、債務もしくは弁済が記載されている書面を不当に引き渡させた者。但し、公文書もしくは私文書偽造ならびに第237条から250条に定められた行為が行われたときは、より重い刑に処すことを妨げない。 390, f. 405

2. 食料品、商品もしくはなんらかの動産を目的とした売買またはその他のあらゆる有償の契約に際して、契約の対象の性質、対象の目方、数もしくは長さを示す量について、不正な手段を用いて、相手方当事者を騙した者。 392, f. 423, 1851年3月27日-4月1日の法律

3. 自分が所有者でないことを知りながら動産もしくは不動産を不正に売りまたは有償で譲渡し、抵当に入れもしくは抵当権を設定した者、または、自分が所有者であるが、抵当権が設定されているその他のあらゆる物権を不正に隠して、当該財産について譲渡、抵当権もしくはなんらかの物権の設定に同意した者。 393

第3号の場合、はじめの捜査に対して、抵当債権全部を弁済またはその他の物権の抵当権を消滅させたときは、犯人は刑を免除されるべきものとする。 0](*改正草案の434条 1項, 2項)

第435条 未成年者等に対する詐欺 未成年者または心神喪失者の弱みもしくは未熟さに乗じて、なんらかの動産もしくは不動産、または譲渡、債務、受領書もし

くは受け取りを記載したそれらの人の利益を害する書面をそれらの人から引き渡させた者に対しては、前条と同様の刑が適用される。 391, f. 406

[第435条 名誉毀損の脅迫による詐欺 裁判において、公衆の前でもしくは私人の側で行われる中傷もしくは名誉毀損の書面によるもしくは口頭の脅迫によって、金銭、財産もしくは有価証券、または譲渡、債務もしくは弁済を記載した書面を引き渡させた者に対しては、詐欺の刑は3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上50円以下の罰金とする。] f. 400条2項 (*改正草案の435条)

[第435条の2 刑の加重 犯人が詐欺を行うためにその職務を濫用した官吏、または当局の偽の命令を主張し、官吏の身分、制服もしくは記章を詐称したその他の個人に対しては、前2カ条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。](*改正草案で追加された435条の2)

第436条 売買の際の詐欺、判決の公表 商品またはなんらかの動産もしくは不動産を対象とした売買または有償契約 (*contrat non gratuit*) において、不正な手段により、契約の対象の性質または重さ、数もしくは長さで示された量について相手方を騙した者は、詐欺罪の刑に処せられるべきものとする。 392

裁判所は、さらに、刑の言い渡しを受けた者の費用で、裁判所が指定する場所に判決を掲示し且つまたは複数の新聞に判決を掲載することを命じることができる。 0, f. 423条3項

[第436条 警察監視、判決の公表 前数カ条により刑の言い渡しを受けた者は、6カ月以上2年以下の期間、警察監視のもとにおかれ得る。 394

裁判所は、また、刑の言い渡しを受けた者の費用で、第434条2号の場合、裁判所が指定する場所に判決を掲示し且つ地方紙に判決を掲載することを命じることができる。] 0, f. 423条3項 (*改正草案の436条)

第437条 動産、不動産の詐術、刑の免除 詐術 (*manœuvre frauduleuse*) により、自己に所有権がないことを知りながら、不動産または動産を売りまたは有償で (*à titre onéreux*) 譲渡し、抵当に入れ、もしくは抵当契約において引き渡した者、または所有者であっても、同様に詐術により、抵当に入っている物の全部または一部を隠匿して、動産または不動産を売りまたは抵当に入れた者は、詐欺罪として有罪と認められ、第434条に定められた刑に処せられる。 393

前項後段で有罪と認められた者は、有罪の言い渡し前に、隠匿した物を債権者に戻したときは、刑を免除されるべきものとする。

[第437条 背任一般 以下の者は、背任で有罪とされ、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金処罰される。

1. 賃貸借、寄託、使用貸借、委任、質またはその他あらゆる一時的な保有者として

自己に託されていた金銭、有価証券またはなんらかの動産を、不正に、横領し、隠匿し、消費し、消滅させ、毀損した者。 395, f. 408

2. 自己の物であっても司法権により差し押さえられ債権者によってその保管が託されている物、または抵当権が設定されていて自己が保有している物を、不正に、横領し、隠匿し、消費し、消滅させ、毀損した者。 396, f. 400条3項

3. 自己が雇用されていた職場の製造上の秘密を、不正に、他人に漏らしたまたは自分のために利用した製造業者または工場の労働者、現場監督もしくは職員として雇われていた者。 0, f. 418](*改正草案の437条)

[第437条の2 加重事由 前条1号および2号に定められた者の刑は、以下のそれぞれの事由につき1等加重されるべきものとする。

1. 有罪を言い渡された者が、個人からその資格を理由として託されていた金銭、有価証券または目的物を横領し、消費し、消滅させまたは毀損した公証人、裁判所書記またはその他の公務員であるとき。 f. 408条2項

2. 不誠実な受託者または受任者が、被害者の奉公人もしくは雇い人、主人もしくは雇用者、宿屋の主人もしくは船頭、または被害者に対して第413条に定められたその他の身分を有するとき。

3. 火災、浸水または第413条2号に定められたいずれかの災害に際して、寄託がなされまたは委任が行われたとき。

4. 裁判によって付託された寄託、係争物寄託、委任に関するとき。

5. 未成年者、精神病者、有罪を言い渡された者の後見に関するとき。

6. 前条3号に定められた秘密の漏洩が、国家によるまたは国家のための戦争の武器もしくは兵器に関して行われたとき。](*改正草案で追加された437条の2)

[第437条の3 詐取の刑、不正な破産の刑、偽造の刑 後に目的物を横領しまたは消滅させる意図をもって、不正な術策により取得した一時的占有のすべての場合には、詐取の刑が言い渡されるべきものとする。

債務者が第437条2号に定められた財産の横領もしくは消滅の時に破産もしくは支払い不能の状態にあると宣告されていたときは、第437条2号に定められた不正な破産の刑が適用されるべきものとする。

偽造が第437条3号に定められた刑よりも重いときは、そこに定められた偽造に対しては、特許を与えられた産物の偽造に対する刑が適用されるべきものとする。](*改正草案で追加された437条の3)

第438条 背任 賃貸借 (louage)、寄託 (dépôt)、委任 (mandat)、質 (gage) または使用貸借 (prêt à usage) として自己に託されていた金銭、有価証券またはなんらかの動産を、不正に、横領し、隠匿しまたは浪費した者は、背任 (abuse de confiance) で有罪とされ、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 395, f. 408

第412条に定められた火災、浸水またはその他の災害に際して託された物については、刑は1等加重されるべきものとする。

[第438条 白地委任状の悪用](*草案の438条の2が、改正草案の438条となっている。)

第438条の2 白地委任状の悪用 (原注) 寄託または委任として白地の委任状を受け取り、白地の印または署名の上に、放棄、債務、受領書、受け取りまたは署名者の財産もしくは利益を害するその他の記載を、不正に記入した者もまた背任の刑で処罰されるべきものとする。

有罪と認められた者に、白地の自署または印が託されていなかったがそれを自らほしいままにしたときは、私文書偽造の刑が適用されるべきものとする。 0, f. 407

原注: 本条は、委員会の少数によって提案された。

第439条 差し押さえ物件の横領 自己に属する物であっても司法機関により差し押さえられて、司法機関または債権者によってその管理が自己に委ねられている物を横領し、隠蔽または消費した者も、背任の刑で処罰されるべきものとする。但し、その者が、破産 (faillite) 状態または支払い不能状態 (déconfiture déclarée) にあると宣告されたときは、破産罪の刑に処すことを妨げない。 396

[第439条 未成年者等に対する詐欺](*草案の435条が、改正草案の439条となっている。)

第440条 船舶の横領 自己に託された外洋船舶または舟を、その所有者またはその他の利害関係人の利益に反して売却または横領した船長または船舶の操作を行うその他の者は、1年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 0

[但し、故意の衝突または座礁が行われたときは、後の第9節に定められた重罪刑に処すことを妨げない。

有罪を言い渡された者を、さらに6カ月以上2年以下の期間、警察監視に付すことができる。](*改正草案の440条1項但し書きおよび2項)

第441条 企業秘密の漏洩 すべての労働者、現場監督または製造業者もしくは企業経営者の雇い人が、雇い主に害を加える目的でまたは個人的な利益のために、雇われている企業の製造秘密を他人に漏らしたときは、1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

[第441条 無銭飲食 支払いができないことを知っていながら、飲食のための施設において、不正に食事を出させ、飲料または食事の全部もしくは一部を消費した者は、食事に対する信用の濫用として有罪とされ2週間以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑

日本帝国刑法典草案 (2) (中村)

および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。] f. 401条4号, 1873年7月26日 8月3日の法律。(*改正草案の441条)

第442条 未遂 本節に定められた軽罪の未遂は処罰される。 397, f. 406

第443条 刑の免除 第423条に定められた刑の免除は、本節に定められた軽罪に適用される。 398, f. 380

第6節 贓物または横領物の隠匿について (Du recel d'objets volés ou détournés)

第444条 隠匿 前5節に定められた場合に、贓物または横領物の出所を知って、それを無償もしくは有償で取得しまたはそれを寄託、賃貸借、貸借として受け取った者は、隠匿の罪で有罪とされ、第122条3号に従って窃盗または横領の共犯または正犯として処罰されるべきものとする。 399, f. 59, 62, 400条6項

暴行を伴った窃盗の場合において、隠匿者が暴行について知らなかったときは、隠匿者は密かな窃盗の共犯としてだけ処罰されるべきものとする。

[第444条 隠匿による共犯 前5節に定められた場合に、贓物または横領物の出所を知って、なんらかの資格で、個人的な利益を得るためにもしくは他人に利益を得させるために、その捜索を逃れさせもしくは事実をゆがめるために、窃盗または横領の犯人の不処罰を確実にするために、贓物または横領物を受け取った者は、隠匿で有罪とされ、第122条3号に従って1等減じられてその軽罪の共犯として処罰されるべきものとする。 399, f. 59, 62, 400条6項

但し、隠匿者が、贓物が暴力を用いた窃盗による物であるを知っていたときは、当該窃盗の刑は2等減じられるべきものとする。

隠匿者が前もって隠匿を約束し、暴力を予想していたときは、刑は1等しか減じられない。

隠匿者が、それを知っていたときでも、窃盗または横領の加重効果は受けない。

その認識ならびに窃盗の認識についても、贓物または横領物を受け取ったときに存在しなければならない。](*改正草案の444条)

[第444条の2 隠匿の仲介者 原因を知って、隠匿の世話をするために、主たる犯人および隠匿者に仲介を提供した者も同様とする。](*改正草案で追加された444条の2)

[第444条の3 警察監視 隠匿で有罪とされた者は、密かな窃盗の場合は6カ月以上2年以下の期間、暴力を用いた窃盗の場合は1年以上3年以下の期間、警察監視に付され得る。] 400 (*改正草案で追加された444条の3)

第7節 放火、失火について (Des incendies)

第445条 現住建造物、旅客用車両、公開の集会場所 人が居住するまたは他人の

住居の用にあてられた建造物、家屋もしくは仮小屋、テント、倉庫、船舶もしくは舟に故意に火を放った者は、それがたとえ自己の所有に属するときでも、死刑に処せられるべきものとする。402, f. 434条1項

旅客が乗車している鉄道の車両または列車の一部を構成する旅客が乗車している車両に故意に火を放った者に対しても、前項と同一の刑が言い渡されるべきものとする。405条1項, f. 434条2項

公開の、市民的なまたは宗教的な集会の用に供される建造物は、集会の開催中または宗教行事が行われている間は、本条の適用については、人が居住する家屋とみなされる。

[人が居住していないあらゆる場所の管理人の住まいについても同様とする。](*改正草案で追加された445条4項)

第446条 非現住建造物 住居の用にあてられていないが、他人の所有に属する商品またはなんらかの動産が入っている他人の建造物または建物に、故意に火を放った者は、無期強制労働に処せられるべきものとする。403, 404, f. 434条3項

寺院またはその他の公開の宗教上の建造物についても、刑は前項と同一とする。

[集会が行われていないときに、寺院、劇場または集会の用にあてられた建造物については、刑は前項と同様とする。](*改正草案の446条2項)

第447条 非現住建造物 何も入っていないまたは自分の所有に属する物しか入っていない他人の所有に属する建物に故意に放火した者は、有期強制労働に処せられるべきものとする。403および404参照, f. 434条3項

第448条 収穫物等 所有者でない者が故意に放火した物が、森林、雑木林、植わっているもしくは刈り取られて畑におかれている収穫物、寄せ集められた麦わらもしくは干し草、港もしくは市場におかれている米[またはその他の穀物](*改正草案で追加)、作業中もしくは備蓄用の木材もしくは竹、集められもしくは預けられた絹[羊毛、綿、その他の織物の材料、生糸、織物](*改正草案で追加)炭[石炭もしくは木炭](*改正草案)、鉱油もしくは植物湯、アルコール[火薬](*改正草案で追加)もしくは爆発しやすい物[建物の内外にある燃えやすい物](*改正草案で追加)であるときは、刑は重懲役とする。406, f. 434条3項

第449条 その他の商品 所有者でない者が故意に放火した物が、人がいない船舶、旅客用列車の一部ではない車両、建物の外に集められたもしくは備蓄された前条に定められた物以外の物、食料品もしくは商品であるときは、刑は軽懲役とする。505条2項, 406, f. 434条5項

第450条 他人の所有とみなされる物 前数力条の適用については、自己の所有に

属する物が抵当に入れられ、質に入れられまたは火災保険を掛けられた物であるときは、有罪と認められた者の所有に属さない物とみなされる。 0

第451条 警察監視 前数カ条の刑を減輕して拘禁刑を言い渡された者は、さらに、1年以上3年以下の期間、警察監視のもとにおかれるべきものとする。 408

第452条 自己の建造物等 他人が居住していない自己の建物、船舶、または第447条および448条 [および449条] (*改正草案で追加) に定められた性質をもった物に、故意に火を放った所有者は、すべて1カ月以上2年以下の拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 407

[この放火の未遂は罰せられる。] (*改正草案で追加された452条2項)

第453条 故意の放火の拡大 第446条および452条 [446条から449条および452条] (*改正草案) に定められた場合に、故意に放たれた火が、故意の放火がより重く処罰される物に事故により燃え移ったときは、そのより重い刑が言い渡されるべきものとする。 0, f. 434条4項, 6項, 7項

[前項と同様の場合において、火が直接に複数の人の傷害または死を引き起こしたときは、第334条以下に定められた刑は、傷害および死ごとにより重い刑が言い渡されるべきものとする。] (*改正草案で追加された453条2項) 0, f. 434条8項

第454条 失火 過失もしくは不注意によりまたは規則を守らないで、他人の財産に損害を及ぼす火災を引き起こした者は、11日以上2カ月以下の単純拘禁刑および2円以上20円以下の罰金、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。 409

過失の結果、人の死または身体的な損害が生じたときは、本章第4節 [第353条以下] (*改正草案) の刑が適用されるべきものとする。 0, f. 458

第455条 爆破等による破壊 爆破、ガスの爆発、蒸気の爆発またはその他の爆発物によって、建造物、建物、船舶を破壊した者は、前数カ条に定められた区別に従って、故意または過失の放火により有罪として処罰されるべきものとする。

410, f. 435, 437

第8節 浸水罪について (Des inondations)

第456条 故意の浸水 河川、急流、運河もしくは湖の堤防を故意に決壊させて、または水門を開いて、他人の住居の用にあてられている一つもしくは複数の建築物に浸水を引き起こした者は、その建築物が自己の所有に属するときでも、死刑に処せられるべきものとする。 411

[第456条 故意の浸水の方法、目的、結果 他人に損害を与える目的だけで、浸水に対

して自己の財産を守る目的で、しかしそのことが他人に害を及ぼすことを知りながら、流水もしくは流れていない水の堤防を故意に決壊させまたは水門を開いて浸水を引き起こした者は、その結果の重大さに応じて、以下のとおり罰せられるべきものとする。

1. 人が居住するまたは他人の居住の用にあてられている建築物の全体もしくはかなりの部分の破壊が生じたときは、その建築物が犯人の所有に属するときであっても、無期強制労働。

地下に開発された鉱山の全部または一部の浸水についても同一の刑が言い渡されるべきものとする。 412参照

2. 人が居住していない建物の全部もしくは一部の破壊が生じたときまたは屋外の炭坑もしくは石切場全体の浸水が生じたときは有期強制労働。 411条2項参照

3. 耕作地または牧草地の浸水および陥没が生じたときは重懲役。 412参照

4. 預けてあるもしくは集めてある樹木、竹、刈り入れた収穫物、馬もしくは家畜の消滅または紛失が生じたときは軽懲役。 0

第1号に定められた建築物または鉱山以外は、すべて他人に属するものとする。]

(*改正草案の456条)

[第456条の2 堤防の決壊だけ、未遂 堤防が決壊され水門が開かれたが、前条に定められた損害が発生する前に、浸水を防ぎもしくは止めたときは、刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以下50円以上の罰金とする。

堤防または水門の決壊の未遂だけがあるときは、刑は2等または3等減じられるべきものとする。](*改正草案で追加された456条の2)

[第456条の3 前2カ条類似の場合 前2カ条の規定は、川から多少とも近い土手道またはその他の構築物の決壊に適用される。

前2カ条の規定は、氾濫に対する自然の障害物および海岸に設置された防波堤決壊に対しても適用される。](*改正草案で追加された456条の3)

第457条 非現住建造物等浸水 有罪と認められた者が、前条のいずれかの方法により、他人の所有に属する人が居住していない建築物、耕作中の耕地または寄託された商品だけを浸水させて損傷させたときは、刑は重懲役とする。 412

[第457条 水流妨害 自分が利益を得または他人の財産に損害を与える目的で、自然のもしくは人口の水源から川の規則的な流れを妨害し、氾濫させて公的なもしくは私的な損害を発生させた者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。] 413, f. 457 (*改正草案の457条)

第458条 警察監視 刑の減輕の結果、有罪と認められた者が拘禁刑しか言い渡されなかった場合は、その者を、さらに、1年以上3年以下の期間、警察監視のもとにおくことができるものとする。 0

[第458条 死亡、身体損傷 住居もしくは地下の鉱山に引き起こされた故意の浸水が、直接に1人もしくは複数の人の死を引き起こしたときは、有罪と認められた者は常に

死刑に処せられるべきものとする。 0

人が死亡したその他の浸水の場合は、有罪と認められた者が、浸水に着手する際に、人を危険にさらすことを認識していたときに限り、死刑が科せられるべきものとする。

それ以外の場合は、刑は有期強制労働とする。 0, f. 437条 2項

単純な身体損傷の場合は、浸水の刑より重いときは、故意の身体損傷についての第335条以下のより重い刑が適用される。](*改正草案の458条)

第459条 流水妨害 他人に損害を与えもしくは自己が利益を得る意図をもって、堤防もしくは水門を決壊させ、または水の流れを妨害して、他人の財産に損害をもたらした者は、1カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 413, f. 457

本条の軽罪の未遂は処罰される。

[第459条 警察監視 前数カ条の規定により拘禁刑を言い渡された者を、さらに1年以上3年以下の期間、警察監視のもとにおくことができる。](*改正草案の459条)

第460条 不注意による浸水 不注意によって引き起こされた浸水は、第454条に従って処罰される。 414

第9節 船舶を衝突させおよび沈没もしくは座礁させる罪について

(Des abordages et des navires échoués ou coulés)

第461条 沈没致死 衝突またはその他の方法により、人が乗船している船舶を故意に沈没させまたは座礁させた者は、1人もしくは複数の乗客の死が引き起こされたときは死刑に処せられるべきものとし、人の死が引き起こされなかったときは無期強制労働に処せられるべきものとする。 415, f. 1852年3月24日 4月26日のデクレ・ロワ89条 1項および3項

[第461条 人が乗船している船舶の沈没 海上、錨地もしくは港で、衝突、座礁もしくは火災、爆発以外の犯罪となるあらゆる所業により、居住者がいるもしくは人がいる船舶を故意に滅失させた者は、その船舶および値打ちがあると見積もられる積み荷の主要部分が自己の所有に属するときは、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. いかなる人的な損害もないときは、軽懲役。

2. 一時的な人的損害があるときは、重懲役。

3. 永久的な身体障害があるときは、有期強制労働。] 415条参照, f. 1852年3月24日 4月26日デクレ・ロワ89条 1項および3項 (*改正草案の461条)

[第461条の2 最高刑, 1等加重, 死刑 船舶または積み荷の主要部分が有罪と認められた者の所有に属さないときは、前条に定められた刑は最高限が言い渡されるべきものとする。

有罪と認められた者が、事件のときに、船舶の指揮権またはその指揮に直接関与で

きたときは、刑は1等加重されるべきものとする。 f. 1852年3月24日 4月26日デクレ・ロワ89条2項

既遂、未遂の船舶の滅失から直接に1人または複数の死亡者が出たときは、すべて死刑が言い渡されるべきものとする。] 415, f. 1852年3月24日 4月26日デクレ・ロワ89条3項 (*改正草案で追加された461条の2)

第462条 人が乗船していない船舶の沈没 自己の所有に属さなくて乗客が乗っていない船舶、または自己の所有に属するが他人の所有に属する商品が積み込まれている船舶を故意に座礁させまたは沈没させた者に対する刑は、軽懲役とする。

416

[第462条 人が乗船していない船舶の沈没、刑の加重、未遂 事故のときに人が居住していない且つ乗客が乗っていない他人の所有に属する船舶で、値打ちがある物の主要部分が他人の所有に属する積み荷を積んでいた船舶の沈没が故意に引き起こされたときは、刑は1年以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金とする。 416

船舶および積み荷の主要部分が他人の所有に属するときは刑は1等加重されるべきものとし、有罪と認められた者が船舶の指揮権をもちまたはその指揮に直接関与できたときは刑はさらに1等加重されるべきものとする。

本条の未遂は処罰される。](*改正草案の462条)

[第462条の2 沈没とみなされる場合 衝突の後、外部の救援がなければ航行を継続できない場合、または座礁した後、自力では浮いていることができない場合は、前数力条の適用の観点で、船舶は沈没とみなされる。](*改正草案で追加された462条の2)

第463条 他人の所有とみなされる場合 前数力条の適用については、相当に入れられ、質に入れられまたは航行の危険に対して保険を掛けられた船舶または商品は、有罪と認められた者の所有に属さない物とみなされる。 0

[第463条 他人の所有とみなされる場合 前数力条の適用については、有罪と認められた者の所有に属する船舶または商品であっても、海上の危険に対して保険を掛けられ、または第三者が抵当権、質権もしくはその他の物権を有するときは、他人の所有に属するとみなされる。] 0 (*改正草案の463条)

第464条 不注意による沈没等 第454条は、不注意[または規則の不遵守](*改正草案)によって引き起こされた衝突、沈没または座礁に適用される。 0

第10節 他人の財産の損傷、損壊または毀損について (Des destructions, dégradations ou dommages aux propriétés d'autrui)

第465条 他人の建物の損壊 他人の所有に属する人が居住しているまたは居住し

ていない家屋もしくは建物、アパートを、放火または浸水以外の方法で、故意に損壊または破損した者は、1カ月以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

故意でなくても、1人もしくは複数の人の身体的な損傷または死が引き起こされたときは、故意による殴打および傷害の通常の刑が適用され、通常の刑より重い刑が定められているときはその重い刑が適用される。 417

第466条 家屋付属物等の損壊 中庭、庭、畑にある家屋の付属物、飾り、垣根もしくは生け垣を、故意に破壊または損壊した者は、11日以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

418

[第466条 境界破壊](*草案の468条が、改正草案の466条になっている。)

第467条 収穫物に対する損害 他人の所有に属する収穫物または土地に植えられているその他の有用な産物に故意に損害を与えた者は、11日以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

419

他人の所有に属する樹木、灌木もしくは竹を伐採しまたは根から引き抜いた者に対しても刑は前項と同一とする。

[第467条 家屋付属物の損壊](*草案の466条が、改正草案の467条になっている。)

第468条 境界破壊 誰の所有に属しようとする不動産の境界の外部的な標識の全部または一部を、故意に破壊しまたは移動させた者は、1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

420

本条の軽罪が、境界の変更によって利益を得る目的で隣人により犯されたときは、刑は1等加重されるべきものとする。

[第468条 収穫物に対する損害 (* 1項は草案の467条1項と同じ)

他人の所有に属する樹木もしくはその支柱、灌木もしくは竹を伐採しまたは根から引き抜いた者に対しても刑は前項と同一とする。但し、森林法が定める特別規定の適用を妨げない。(* 改正草案468条2項)](* 草案の467条が、改正草案の468条になっている。)

第469条 器物破損 [他人に損害を与えるために](* 改正草案)他人の所有に属する農業もしくは家庭で利用する[第461条に定められた場所以外にある船舶](* 改正草案)耕作器具、庭園、小屋もしくはバラックを、故意に破損または破壊した者は、11日以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に

処せられるべきものとする。 421

第470条 証書破損 利益を得るためにまたは悪意で、所有権、債務、領収書、弁済証書またはその他のあらゆる権利を証明する他人の所有に属する証書の原本を、故意に破損しまたは使用を不可能にした者は、2カ月以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 424

前項の証書の写し、または他人にとって有用な書簡、覚え書き、勘定書もしくはその他のあらゆる書類を破損しまたは使用を不可能にしたときは、刑は11日以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

証書の破損または損壊が犯された家の奉公人、店員もしくは担当者、またはその証書を保管している者に対しては、刑は1等加重されるべきものとする。 0

[第470条 商品等の破損 (草案の471条が、改正草案の470条になっている。)]

第471条 商品等の破損 他人の所有に属する食料品、商品もしくはなんらかの動産を、故意に破損しまたは使用を不可能にした者は、11日以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

421

[第471条 馬殺し (*草案の472条が、改正草案の471条になっている。)]

第472条 馬殺し 他人の所有に属する1頭もしくは複数頭の馬、ラバ、ロバ、牛または羊を、故意に且つ自己もしくは他人にとっての危険を避ける必要もなしに殺した者は、1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。 422, f. 452条から455条

[第472条 他家畜の殺傷 (*草案の473条が、改正草案の472条になっているが、2項の最後に[但し、罰すべき行為が公の場所で行われなかったかぎり。]という但し書きが付加されている。)]

[第472条の2 予見可能な人の殺傷、予見不可能な場合、軽罪刑 前数力条に定められた軽罪行為が、既遂、未遂にかかわらず、有罪と認められた者の意思によらないで、しかし事故を予見できる事情があって、直接に人の殺傷を引き起こしたときは、第334条に従って、故意の暴行、傷害の通常の刑が1等減じられて適用されるべきものとする。 417条参照

有罪と認められた者が、人に対する前項の事故を予見できなかったときは、以下のとおり処罰されるべきものとする。

殺人が引き起こされたときは、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金。

永久的な身体障害が引き起こされたときは、1年以上3年以下の労働を伴った拘禁

刑および10円以上30円以下の罰金。

病気または労働不能が引き起こされたときは、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上20円以下の罰金。](*改正草案で追加された472条の2)

第473条 他の家畜の殺傷 前条に定められた以外のあらゆる家畜の殺傷の場合は、刑は2円以上20円以下の罰金とする。

本条に定められた軽罪の訴追は、被害者の告訴にもとづかなければ行われない。

422

[第473条 証書の原本、写し、刑の加重](*草案の470条が、改正草案の473条になっている。)

[第473条の2 身分証明、刑の加重 それを管理する任にある公務員に提出した後に、身分証明の原本を故意に破棄しまたは使用できなくした個人は、軽懲役に処せられるべきものとする。

有罪と認められた者が、公務員自身またはその役所の職員もしくは担当者であるときは、重懲役に処せられるべきものとする。 f. 439](*改正草案の473条の2)

第 編 違警罪について (Des contraventions)

第474条 爆発物運搬、爆発物無許可保管、火薬無許可製造、公道での花火、蒸気機関に関する規則違反、建築物の修繕違反、無許可の死体解剖、死体の告知違反、売春 以下の者は、3日以上10日以下の拘留および1円以上1円95銭以下の科料に処せられるべきものとする。

1. 規則および行政規則を守らないで、火薬、花火またはその他の爆発物を運搬した者。
2. 必要な許可を得ないでまたは行政規則を守らないで、火薬その他の爆発物または自然発火する恐れのある物を保管した者。
3. 行政庁の許可を得ないで、花火または狩猟用の火薬を製造し、販売しまたは発売した者。
4. 公道で、花火を打ち上げまたは火薬のつまった武器を発射した者。
5. 蒸気機関の使用および手入れに関する規則、または火を使って作業する工場の煙突および火床の建設および清掃に関する規則に違反した者。
6. 当局の警告の後、公道または他人の住居に近い場所で崩壊の危険がある家屋または建築物の維持、修繕または取り壊しを怠った者。
6. 正式に許可を受けないで、死体を切開しまたは解剖した者。
8. 自己の所有地において、死体もしくは意識を失った人体を発見して地方当

局に知らせなかった者,またはその死体を所有地の外に運んだ者。

9. 密かに売春を行った婦女子および承知の上で場所を提供してその売春を援助した者。 425

第475条 住居,森林の近くでのたき火,水路の手入れ違反,災害時の援助拒否,有害食品の販売,公衆衛生規則違反,溝等への蓋の不設置,運送に関する警察法規違反,公共の場所での危険な動物のけしかけ,保護責任違反,変死体の無許可埋葬,集会の解散命令違反,暴力行為 以下の者は,2日以上5日以下の拘留および50銭以上1円50銭以下の科料,またはそのいずれかに処せられるべきものとする。

1. 外で且つ住居,森林,荒野の近くで無防備のたき火をした者。
2. 手入れを任されている河川の堤防,貯水のための水路の手入れを怠った者。
3. 火災,浸水またはその他の事故の現場において,適法な弁解なしに,要求した当局に手助けおよび援助の提供を拒んだ者。
4. 腐ったもしくは有害な食品を販売または発売した者。
5. 第278条以下に定められた場合以外に,流行病または動物の流行病に際してとられた公衆衛生に関する規則または特別な措置に違反した者。
6. 道路,公共の広場もしくは公道または複数の家族に共通の庭および住居にある井戸,地下倉,穴,排水調整溝またはその他の覆いがない水たまりに蓋または囲いをするを怠った者。
7. 積荷の量,旅客の数およびその他秩序および安全に関する警察法規に違反した陸上または海上の旅客運送業者。
8. 道路,公共の場所または共同の庭もしくは住居で,馬,牛,犬その他の危険な動物を故意に怯えさせまたは怒らせた者。
9. 自己が保護する危険な気の狂った人を,公道でさまよわせ,または他人の住居もしくは庭に侵入させた者。
10. 危険な動物について前号と同様の怠慢を犯した者。
11. 地方当局に必要な証明を求めないで,変死体を埋葬した者。
12. 集会を解散するよう命じた当局に従わなかった者。
13. いかなる損害もなかった場合でも,暴力行為を行った者。 426

第476条 馬・車の速度違反,群衆の中に馬・車の駆り立て,馬・車の無灯火通行,公の照明の消灯,他人の家屋への投石,動物の死体の放置,商工業に関する警察規則違反,医師等の救助拒否,期間をおかない埋葬,落下の危険がある物の放置,公衆に対する危険の誤信,公道等の侵害,河川等に無許可建造物の設置,公共物

損壊、公共標識損壊、墳墓損壊、公共建造物汚染、個人の罵倒、他人の家屋への汚物の投擲 以下の者は、1日以上3日以下の拘留および20銭以上1円25銭以下の料料、またはそのいずれかに処せられるべきものとする。

1. 公道において、人に危険な速度で、馬または車を故意に疾走させた者。
2. 当局の禁止を無視して、馬または車を群衆の中に駆り立てた者。
3. 夜間に、カンテラに灯を点けないで、徐行せずに、馬または車で通行した者。
4. 公道に自分が置いた資材に照明することを怠った者。
5. 悪意で、公の照明を消した者。
6. 公道、他人の家屋または庭に、石その他の固い物を投げつけた者。
7. 動物の死体または動物の腐った死骸を、公道もしくは空き地に捨てまたは公共の広場に放置した者。
8. 不衛生なごみ、不衛生なものもしくは不潔な汚物または水を、公道または家屋もしくは囲いの前に捨てた者。
9. 第285条以下に定められた場合を除いて、一定の商業または工業に関する警察規則に違反した者。
10. 緊急且つ深刻な場合に個人に求められて、正当な弁明なしに、救助を拒んだ医師、外科医、産婆。
11. 規則に定められた期間をおかずに埋葬を行った者。
12. 落下により人を傷つける恐れのある物を、公道または公の広場の上におきもしくは吊した者。
13. 意地悪にまたはいたずらで、公衆に恐怖を広め、存在しないと判っている危険を信じさせて市民もしくは役人に、わけもなく、救助を求めた者。
14. 誤ってまたは不注意に、建造物、囲いもしくは畑を築く際に、公道、または公の用にあてられている広場、土地、運河もしくはその他の場所の幅を侵害した者。
15. 運河、河川もしくはその他の公の用にあてられている水路に、許可なしに、建造物、堰、入浴施設またはその他なんらかの構築物を作った者。
16. 公道、樹木、装飾、街灯、便所もしくは公道に付属したその他の物を故意に損壊した者。
17. 道路、広場もしくは池の公共標識、通行禁止の標識または通行に関するその他の標識を故意に損壊した者。
18. 公共の場所にある墓もしくは宗教的な象徴を故意に損壊しまたは汚した者。

19. 寺院, 公共の建造物もしくはその付属物を故意に汚した者。
20. 公衆の面前でもしくは2人以上の他人の面前で, 個人をののしった者。
21. 人に向けてまたは他人の所有に属する家屋, 庭, その他の物に向けて不潔な物を故意に投げつけた者。

第20号および21号の場合には, 被害者の告訴にもとづかなければ, 訴追は行われ
れない。 427

第477条 増量のための物質の添加, 決められた価格以上での販売, 公定料金以上の
通行料の受領, 有料道路の不正通行, 公道での賭博, 夢判断, 無許可娯楽施設,
下水の清掃の怠慢, 公の場所での屋台の無許可構築, 公有地へ家畜の無許可導入,
車に警察規則に従った表示なし, 閉鎖施設のない公衆浴場営業 以下の者は,
1日の拘留または10銭以上1円以下の科料に処せられるべきものとする。

1. 消費用の食品, 飲料または食料品の体積または目方を増やすために, 食品
等に健康には害のない異質な物質を加えた者。
2. 行政上公定価格を決められた物をその価格以上の値段で売った者。
3. 通行料が必要な橋または道路で, 決められた料金以上の通行料を受け取っ
た者。
4. 通行料が必要な橋または道路を, 不正な手段で通行した者。
5. 公道において, 賭博を行いまは富くじ札を提供した者。,
6. 個人的な利益のために, 災いを避けるお払いをし, 幸せを引き寄せ, 未来
を予言し, 失せ物を占いまは夢判断をした者。
7. 定められた許可なしに, 見せ物小屋もしくはその他の娯楽施設を公衆に開
設し, またはそれらの興業に関する特別規則に違反した者。
8. 所有地の前の下水もしくは溝を破壊もしくはつまらせ, または定期的にも
しくは官庁から警告があった後に, 下水もしくは溝の掃除を怠った者。
9. 食品の献立を販売するためまたはその他のあらゆる商売のために, 許可な
しに, 公道もしくはその他の公の場所に小屋もしくは屋台を構築し, または
同じ場所で, 地面もしくは卓に食品もしくは商品を陳列し, 官庁の最初の命
令でそれらの物を取り除かなかった者。
10. 許可なしに, 国家または市町村の所有地に家畜を連れて行きまたは牧草を
食べさせた者。
11. 自己の車に警察規則に従った表示をしなかった者。
12. 外部に閉鎖施設を設けずにまた内部に男女の区別を設けずに, 公衆浴場施
設を営業した者。 428

第478条 他人の積み荷のある牛馬の解き放ち、舟・筏の解き放ち、橋脚への舟の繋留、公道の交通妨害、馬・車による対向車妨害、舟による舟行妨害、公道への廃物投棄、所有地前の公道の清掃怠慢、公道での遊び、公道での牛馬の放置、一定の場所の出入り禁止違反、通行禁止の方法での公道の通行、健康に害のある物の公道での運搬、所定場所以外での排泄、公衆の面前での裸姿、公衆の面前での異性の衣服の着用、夜間の騒音、行列の通行妨害、公の場所での酩酊、公の場所での闘犬・闘鶏、ピラ等の不法設置、正当な情報の毀損、公の場所での家畜の殺傷、他人の畑の不法通行、無許可の度量衡器の使用 以下の者は、5 銭以上50 銭以下の科料に処せられるべきものとする。

1. 悪戯でまたはふざけて、他人の所有に属する荷物を積んだ牛、馬またはその他の動物を、公のもしくは私的な場所で解き放し者。
2. 悪戯でまたはふざけて、公のもしくは私的な湖または水路に繋がれている他人のボート、舟または筏を解き放った者。
3. 全く必要もないのに、橋または堤防の橋脚もしくは骨組みに、ボート、舟または筏を繋いだ者。
4. 必要もないのに且つ不手際に車を止めてまたは資材を荷下ろしして、公道の混雑を引き起こした者。
5. 馬もしくは車で公道の幅全部を故意に占拠して、向こうから来る他の馬もしくは車の通行を妨げた者。
6. 運河または川で、舟によって、前号と同様の違警罪を犯した者。
7. 公道に、家屋または庭のごみを捨てた者。川から来た雪または氷についても、それが通行を妨げる場合は、同様とする。
8. 自己の所有地の前の公道を清掃することを怠った者。
9. 公道で、(はねつき、凧揚げ、走りごっこのような) 技を競うゲームもしくは遊びをして、当局の最初の命令でやめなかった者。
10. 公道で、よく制御されていない馬もしくは牛を操作し、または見張りをおかないでもしくはしっかりと繋がらないでそれらの馬もしくは牛を公道に止めておいた者。
11. 一定の場所に入ることもまたはそこから出ることを命じまたは禁止する当局の命令に従わなかった者。
12. 徒歩で、馬でまたは車での通行が禁止されている公道の一部を、それらの方法で通行した者。
13. しっかりと閉まっていない健康に害のある物または糞便を、公道で運んだ者。

14. 都会または田舎において、そのためにあてられている場所以外の公道で、排泄の要求を満たした者。
15. 水浴びまたはその他の場合に、公の場所または公衆から見える私的な場所で、不注意に、みだらな裸をさらした者。
16. 劇場の外で、異性の衣服を着て公衆の面前に現れた男性または女性。
17. 夜間に、叫び声、歌または楽器によって、公共の平穩を乱した者。
- 17の2. 昼間においても、当局の禁止の後、前項と同様の違警罪を犯した者。
18. 全く必要もないのに、一団の通行または公的なもしくは私的な行列の通行を妨げもしくは止めた者。
19. 公の場所で、酔っぱらって、寝たり、騒ぎたてたり、下品な状態にいるところを見つかった者。
20. 公の場所で、犬、鶏またはその他の家畜の闘争を見せびらかせまたはけしかけた者。
21. インキまたは絵の具で書かれたビラ、指示、意見、図画もしくは文書を、他人の所有地に不法に設置した者。
22. 家屋の番号、住人の氏名、職業上の看板、売却もしくは賃貸の広告、またはその他個人にとって有用で且つ自己の所有地に正当に掲示された情報を、故意に消滅させまたは毀損した者。
23. 必要もないのに、自己の所有に属する家畜を、公の場所で殺傷した者。
24. 畑または庭で、僅かな価値の産物を盗み、壊しまたは消費した者。
25. 公共の庭園で花もしくは果実を摘み取り、または公共の庭園に関するその他の規則に違反した者。
26. 権利もなしに且つ全く必要もなしに、種を蒔いたもしくは収穫物を置いた他人の畑を通行した者、または家畜、荷物用もしくは乗用の動物にそこを通らせた者。
27. 詐欺的な意図なしに、商行為において、法規で許可されていない度量衡器を使った者。 429

第479条 地方行政当局の規則に対する違反 地方行政当局によって有効に作成された規則に対するすべての違反は、1日以上10日以下の拘留および5銭以上95銭以下の料金の双方、またはそのいずれかに処せられるべきものとする。 430

[第 編 違警罪について (Des contraventions)

(* 以下は、改正草案の第 編である。改正草案の違警罪に関する規定を定める第

編は、草案とは体裁、内容ともに異なっているので、ここで別に一括して記す。)

共通規定 (Dispositions communes)

第474条 第97条および98条によって認められた広範な減輕免除事由は、自発的な告訴を理由として、違警罪については認められない。

第475条 第100条により認められた違警罪に関する減輕事由は、刑を1等だけ減じることを認める。

第476条 違警罪の2回目の再犯の場合は、第104条に定められた条件で、刑の最高限はその刑を4分の1を加重して言い渡されるべきものとし、法律が拘留または料料を分離して定めている場合は、この二つの刑は併科される。

第477条 自分が引き起こした損害について民事上責任のある者は、同様にその者の違警罪についても責任があり、料料が言い渡される。

第 章 公共の事柄に対する違警罪について (Des contraventions contre la chose publique)

第1節 公共の安全に対する違警罪について (Des contraventions contre la sûreté publique)

第478条 火災、浸水の危険 以下の者は、1日以上10日以下の拘留および1円50銭以上1円95銭以下の料料に処せられるべきものとする。

1. 行政法規を守らないで、花火、狩猟用の火薬、禁止されていないその他の爆発物、またはアルコール、鉱油もしくは引火しやすいその他の物を、外で、製造し、保管し、販売または発売した者。 425条1号, 2号, 3号
2. 行政庁の許可を得ないで、公道もしくは公の場所で、花火を打ち上げまたは火薬のつまった武器を発射した者。 425条4号, f. 471条2号, 473, 479条3号, 480条1号
3. 蒸気またはガス機関、火を使う工場の火床または煙突の使用および手入れに関する行政規則に違反した者。 425条5号, f. 471条1号
4. 外で且つ自分自身または他人の所有に属する住居、森林、荒野の近くで無防備にたき火をした者。 426条1号
5. 自己に属する物であっても人が居住する建築物に付属する建物内に、十分に乾燥していないが自然燃焼するかもしれない干し草または麦わらを貯蔵した者。 425条2号
6. その保全が委ねられている火災を消化するためのポンプおよび器具を良好に機能するように維持するのを怠った者。
7. 不完全に着手されまたは操作された作業により、または自らに託されている維持管理を怠って、堤防または流れない水もしくは流水を制御しもしくは導入するための構築物の決壊によりある場所を浸水の危険にさらした者。 0

第479条 人の生活に対するその他の危険 以下の者は、1日以上5日以下の拘留および1円

以上1円50銭以下の料料, またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 権限ある当局の警告の後, 公道または他人の住居に近い場所で崩壊する恐れのある家屋もしくは建築物の維持, 修繕もしくは解体を怠った者。 425条6号

本号の規定は, その転倒により人的な損害を引き起こす恐れのある巨大な樹木に対する怠慢についても適用されるものとする。 f. 471条5号, 479条4号

2. 道路, 公共の広場もしくは公道または複数の家族に共通の庭および住居にある井戸, 地下倉, 穴, 排水調整溝またはその他の覆いがない水たまりに蓋または囲いすることを怠った者。 426条5号, f. 471条4号
3. 落下により人を傷つける恐れのある物を, 公道または公の広場の上におきもしくは吊した者。 0, f. 471条6号
4. 人を傷つける意図はなくても, 故意に, 公道もしくはその他の公共の場所で, または他人の家屋に向けて, 他人の庭で, 石, その他の怪我をさせる物を投げつけた者。 427条5号, f. 475条8号, 476, 479条2号
5. 自己が保護する危険な気の狂った人を, 公道でさまよわせ, または他人の住居もしくは庭に侵入させた者。 426条7号, f. 475条7号, 476, 479条2号
6. 危険な動物について前号と同様の怠慢を犯した者, 道路, 公共の場所または共同の庭もしくは住居で, 馬, 牛, 犬その他の危険な動物を故意に怯えさせまたは怒らせた者。 426条6号, 8号, f. 475条7号, 476, 479条2号
7. 合法的な死亡を確認しないで埋葬を行わせた者, またはその確認の後であっても法律に定められた期間の前に埋葬を行わせた者。 426条9号, 427条10号, f. 358
8. 自己の所有地または管理地において死体もしくは意識を失った人を発見して地方当局に知らせなかった者。 425条8号
9. 積み荷の量もしくは態様, 乗客の数, その他運送もしくは航行の安全に付いての措置に関する警察法規に違反したが, 他に刑罰がないときの, 馬車屋, 船頭および地上もしくは水上での人の運送業者。 f. 475条4号, 476, 479条2号
10. 意地悪にもしくはいたずらで, 公衆に恐怖を広め, 存在しないと判っている危険を信じさせて市民もしくは役人に, わけもなく, 救助を求めた者。 427条11号

前号の場合, 意地悪でまき散らされた恐怖が, 直接に, 人の死または人の身体的もしくは精神的な損害を引き起こしたときは, 第472条の2が, そこに定められた区別に従って, 適用されるべきものとする。

第2節 公共の平穩に対する違警罪について (Des contraventions contre la tranquillité publique)

第480条 以下の者は, 1日以上3日以下の拘留および50銭以上1円50銭以下の料料, またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 夜間に, 叫び声, 歌または楽器によって, 公共の平穩を乱した者, および昼間においても, 当局の禁止の後, 同様の違警罪を犯した者。 429条11号

2. 一定の当局を侮辱する意図はなくても、公然と反乱的な叫び声を発した者。
第1号および2号の規定は、その違警罪が、公道においてだけでなくまた公道の近くの家屋、庭において行われ、通行人に対する恥辱を伴ったときにも適用される。
3. 一定の場所に入ることまたはそこから出ることを命じまたは禁止する当局の命令に従わなかった者。 429条9号
4. 集会を解散するよう命じた当局に従わなかった者。 0
5. 前3号に定められた反抗を他人にそそのかした者。
6. 当局に請求されて自己の氏名、年齢、職業または住所を告げることを拒みまたはそのことに関して嘘の情報を告げた者。
7. 職業に関するおよび窃盗を予防するために定められた法規に違反した場合の対象である商人。
8. 鍵の製造および他人の注文に応じて作る扉や帳場の開通に際して、窃盗および不意打ちを予防するための規則に違反した錠前屋、修理工およびその他の職人。
9. 劇場、見せ物、音楽会、ホテル、旅館、家具付きの家、茶店、飲料提供店またはその他公衆に開かれている建物の治安に関する法規に違反した者。 427条8号, 428条5号, f. 475条2号
10. 法規に関する検査官に、公衆のための人力車、車、ボートもしくは舟を提示しなかった者。

第3節 公道の安全および便利さに対する違警罪について (Des contraventions contre la sécurité et la commodité de la voie publique)

第481条 人に対する危険 以下の者は、1日以上3日以下の拘留および50銭以上1円50銭以下の料料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 公道において、人に危険な速度で、馬または車を故意に疾走させた者。 427条1号, f. 475条4号, 476, 479条2号
2. 並足であっても、当局の禁止を無視して、馬または車を群衆の中に駆り立てた者。 427条2号
3. 夜間に、灯を点けずに、徐行せずに、馬または車で通行した者。 427条3号
前3号に定められた違警罪が、人力で車を引く人によって犯されたときは、拘留の刑は科せられない。
4. 許可があっても、公道に自分がおいた資材、工事またはその他道をふさぐ物に照明することを怠った者。 427条4号, f. 471条4号, 479条4号
5. 悪意で、公の照明を消した者。 429条13号
6. 悪戯でまたはふざけて、他人の荷物を積んだ馬、牛もしくはその他の動物を公の場所で解き放した者、または公の水路に繋がれている他人のボート、舟もしくは筏を解き放した者。 428条10号, 11号
第4号, 5号の場合に、違警罪が直接に人の死または身体的な損傷を引き起こしたときは、

第472条の2の規定が適用されるべきものとする。

第482条 不都合 以下の者は、1日の拘留および25銭以上1円以下の料料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 許可なしに且つ全く必要もなしに、建設用もしくは解体用の資材、庭または家屋の土もしくはごみを公道に捨てた者。雪もしくは氷についても、それが通行を妨害するとき、同様とする。 f.471条4号
2. 許可なしにまたは必要もないのに、橋または堤防の橋脚もしくは骨組みに、ボート、舟もしくは筏を繋いだ者。 429条1号
3. 車、舟、ボートの下手な運転もしくは下手な積み荷のために、または所有地の沿岸の工事のために、公道、運河もしくは河川の長引いた渋滞を引き起こした者。 429条2, 3, 4号
4. 公道で、よく制御されていない馬もしくは牛を操作し、または見張りをおかないでもしくはしっかりと繋がらないでそれらの牛馬を公道に止めておいた者。 429条8号
5. 食品の献立を販売するためもしくはその他のあらゆる理由のために、許可なしに、公道もしくはその他の公の場所に、小屋もしくは屋台を構築し、または同じ場所で、地面もしくは卓に食品もしくは商品を陳列し、当局の最初の命令でそれらの物を取り除かなかった者、または同じ日に少しの間においてそれらの物を再び構築した者。 427条14号, 428条7号
6. 自己の車に警察法規に従った表示を付けなかった者。
7. 徒歩で、馬でまたは車でその通行が禁止されている公道の一部を、それらの方法で通行した者。 429条10号
8. 許可なしに、公道、運河もしくは河川に沿って建築、囲い、植樹を始めた者、または当該運河もしくは河川に堰、ピロティ、水車、風呂その他水路の公共の利用を妨げる物を設置した物。 427条13号, f.479条11号
9. 別の刑が定められていないときは、運送や航行に関するその他の規範および命令に違反した者。 f.475条3, 4号, 476

第483条 不都合 以下の者は、25銭以上1円以下の料料に処せられるべきものとする。

1. 自己の所有地の前の公道を清掃することを怠った者。 429条6号, f.471条3号
2. 公道で、はねつき、扇揚げ、走りごっこのような技を競うゲームもしくは遊びをし、当局の最初の命令でそれを止めなかった者。 429条7号
3. 故意に且つ全く必要もないのに、一団の通行または公的なもしくは私的な行列の通行を妨げまたは止めた者。 0

第4節 公の信頼に対する違警罪について (Des contraventions contre la confiance publique)

第484条 以下の者は、1日以上3日以下の拘留および10銭以上1円以下の料料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 自らが有償で供給する消費用の食品, 飲料または食料品の目方または体積を増やすために, 食品等に健康には害のない異質な物質を加えた者。 0, f. 746条 6号, 476
2. 行政上公定価格を決められた物をその価格以上の値段で売った者。 428条 1号, f. 479条 6号
3. 通行料が必要な橋または通路で, 決められた料金以上の通行量を受け取った者。 428条 2号
4. 通行料を合法的に請求できる橋または通路を, 不正な手段で通行した者。 428条 3号
5. 公道において, 賭博を行いまたは富くじを提供した者。 428条 4号, f. 475条 5号
6. 個人的な利益のために, 災いを避けるお祓いをし, 幸せを引き寄せ, 未来を予言し, 失せ物を占い, 夢判断をして易者または魔術師の役をした者。但し, 必要な場合には, 詐欺の刑を科すこと妨げない。 427条12号, f. 479条 7号, 480条 4号
7. 度量衡器の製造, 販売, 点検に関する行政法規に違反した者。 f. 479条 5号, 6号
8. 法定通用力のある紙幣に似た広告, チラシその他の印刷物, または法定の貨幣に似たコイン, メダルもしくはアクセサリーを製造し, 発売しもしくは配布した者。
9. 法定通用力があり変造されていない貨幣または紙幣の支払いを受け取ることを拒否した者。 f. 475条11号

第5節 公衆衛生に対する違警罪について (Des contraventions contre la santé et l'hygiène publiques)

第485条 以下の者は, 1日以上2日以下の拘留および50銭以上1円以下の科料, またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 傷んだもしくは有害として禁じられた飲料もしくは食料を販売しまたは発売した者。 426条 3号, f. 475条14号, 1851年3月27日の法律
2. 動物の死体, 腐った動物の死骸, 不健康なごみ, 汚物もしくは不健康な水を, 公道もしくは空き地に捨て, または公共の広場に放置した者。 427条 6号, 7号, f. 471条 6号
3. 所有地前の下水道を詰まらせもしくは破損し, または当該下水道もしくは溝を, 規則に定められた時にもしくは当局の注意の後に, 掃除するのを怠った者。 428条 6号
4. 都会または田舎の公道において, 不健康な物または家畜の堆肥以外の糞便を完全に蓋をしないで運搬した者。 0
5. 特別な許可を受けないで, 病院または医学校以外の場所で, 人の死体を切開しまたは解剖した者。 425条 7号
6. 許可なしに, 満15歳未満の子供の身体訓練を, 公然と行わせた者。
7. 他人に入れ墨を行い, または自分に入れ墨を行わせた者。 428条 9号
8. 許可なしに, 金儲けのためにまたは娯楽として, 公衆の前で, 危険な動物と闘った者。
9. 公衆衛生について定めた法規, または当局が定めた衛生についての特別措置に違反し

た者。但し、伝染病の場合について定めた第278条以下の規定の適用を妨げない。426条4号

第6節 社会的な節度および礼儀に対する違警罪について (Des contraventions contre la décence et les convenances puliques)

第486条 以下の者は、1日以上3日以下の拘留および50銭以上1円50銭以下の料料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 都会または田舎において、そのためにあてられている場所以外の公道または公共の場所で、排泄の要求を満たした者。
2. 水浴びまたはその他の場合に、公の場所または公衆から見える私的な場所で、不注意に、みだらな裸をさらした者。 0
3. 外部に閉鎖施設を設けず、また内部に男女の区別を設けずに公衆浴場を営業した者、または男女の区別を守らなかった入浴者。
4. 劇場または許可された宴会以外の場所で、異性の衣服を着て公衆の面前に現れた男性または女性。 0
5. 劇場以外の場所で、公に、不正な意図はないが、自分には権利がない軍隊の制服、文官の服装、宗教上の衣服を着用した者。
6. 公の場所で、酔っぱらって、寝たり、騒ぎ立てたり、下品な状態で見つかった者。但し、阿片による酩酊に関しては、第272条の適用を妨げない。429条12号, f.1873年1月23日の法律
7. 公衆の面前で、淫らな歌詞の歌を歌いまたは大声でしゃべった者。
8. 公衆の面前で、無理矢理の手込めに身を委ねた女性。
9. 公の場所にある寺院、墓、または宗教上のもしくは国家の象徴を損壊または汚した者。

第7節 公有物に対する違警罪について (Des contraventions contre la propriété publique)

第487条 以下の者は、1日以上2日以下の拘留および10銭以上1円95銭以下の料料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 当局の掲示、指示または告示を、故意に取り除きまたは破損した者。427条16号, f.479条9号
2. 故意にはないが、不注意でもしくは規則に違反して、公の記念建造物もしくは製作物、公道もしくは公共の広場にある街灯その他の付属物、電柱、電話線もしくは電話の機器を損壊した者。427条15号, f.479条11号
3. 許可なしに、国有地、公有地において、馬または家畜を引き入れ、牧草を食べるままにしておいた者。428条8号, f.479条10号
4. 公共の庭園で花、果実もしくは小さな枝を摘み、またはその庭園の規則に違反した者。

429条17号

5. 実際に利益を得る意図はなく、公道、公有地もしくは閉まっていない公共寄託所において、砂利、小さな石、土、砂もしくは芝草を、緊急に必要なために少だけ盗んだ者。

第 章 個人に対する違警罪について (Des contraventions contre les particuliers)

第1節 身体に対する違警罪について (Des contraventions contre les personnes)

第488条 危険 以下の者は、1日以上3日以下の拘留および1円以上1円95銭以下の科料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. いかなる身体的な損傷も引き起こさなかったときでも、故意に人に対して暴行を加えた者。 0
2. 身体的な損傷が引き起こされなかったときでも、故意に、犬または危険な動物を人に対してけしかけ、またはその犬がしつこく人を攻撃するのを制止しなかった者。 f. 475条7号
3. 人を怪我させずまたは怪我させる意図なしに、人に対して石またはその他の堅い物を故意に投げつけた者。 f. 475条7号
4. 重大で緊急の場合に個人に呼ばれて、正当な理由なしに、救助を拒んだ医師、外科医、産婆。 427条9号

本条の違警罪が直接に人の死または身体的な損傷を引き起こしたときは、第472条の2が適用されるべきものとする。

第489条 侮辱 以下の者は、1日以上2日以下の拘留および50銭以上1円50銭以下の科料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 1人もしくは複数の無関係な人の前で、口頭または身振りにより、個人を侮辱した者。 426条12号, f. 471条11号
2. 侮辱する意図はなくても、人に向けてまたは他人の財産に向けて、故意に不潔なもしくは無礼な物を投げつけた者。 427条7号, f. 471条12号
3. 個人の家の前で、大声を出しもしくは楽器を大きな音で鳴らしたまたは公然と侮辱的な表現を行った者。 f. 479条8号, 480条5号

本条第1号から3号に定められた場合においては、被害者の告訴にもとづかなければ訴追は行われない。

第2節 財産に対する違警罪について (Des contraventions contre les biens)

第490条 牛馬、舟 以下の者は、1日以上2日以下の拘留および50銭以上1円95銭以下の科料、またはそのいずれかの刑のみに処せられるべきものとする。

1. 繋がれたもしくは閉じ込められた他人の牛馬を、故意に解き放ち、一時的であっても紛失し、姿が見えなくなるようにした者。 0
2. 他人の船舶、舟、ボートもしくは筏を解き放ち、前号と同じ結果を招いた者。 428条

11号

本条に定められている違警罪が意地悪によって犯されたときは、第472条の2が適されるべきものとする。

第491条 その他の財産 以下の者は、5 銭以上 1 円95銭以下の科料に処せられるべきものとする。

1. 家屋の番号、住人の氏名、職業上の看板、売却もしくは賃貸の広告、または個人にとって有用で且つ公道に正当に掲示された情報を、故意に消滅させまたは毀損した者。

420条15号

2. 苗を植えもしくは種をまいた畑に徒歩で、馬もしくは車で通行し、または自分の家畜にそこを通らせ、または草を食べさせた者。 429条18号, f. 471条13, 14号, 475条4, 9, 10号, 479条10号

3. 不正な意図なしに、閉ざされていない畑もしくは庭で、僅かな価値の木、花もしくはは果実を摘み、壊し、または消費した者。 429条16号, f. 471条9, 10号, 475条15号

補足規定 (Dispositions complémentaires)

第429条 = 576条 (原注) 以前の規則, 将来の規則 本法典に定められていないことについて特別規則により以前に制定された違警罪刑は、第10条2項に定められた修正のもとで、継続して適用されるべきものとする。

権限のある当局により将来制定される行政規則または一般警察もしくは地方警察の規則に対する違反については、特別な刑が定められていないときは、その違反は、その対象が関係する本編の九つの節が定める刑に従って処罰されるべきものとする。

原注: ここで提案されている追加が認められたならば、改正刑法典 (le Code pénal révisé) は576カ条となる。

全く新しい条文または旧条文の改正による条文は、136条の2からの84カ条である。

5. 刑典草案と旧刑法の編別構成比較

日本帝国刑典草案 (条文番号)	旧 刑 法 (条文番号)
第 編 総則	第 編 総則
第 章 全体としての刑法の適用 (1~10)	第 章 法例 (1~5)
第 章 刑	第 章 刑例
第1節 刑の種々の性格 (11~16)	第1節 刑名 (6~11)
第2節 主刑 (17~38)	第2節 主刑処分 (12~30)
第3節 附加刑 (39~56)	第3節 附加刑処分 (31~44)
第4節 裁判費用, 民事の賠償 (57~60)	第4節 徴償処分 (45~48)

日本帝国刑法典草案 (2) (中村)

日本帝国刑法典草案 (条文番号)	旧 刑 法 (条文番号)
第5節 刑期の計算 (61~64)	第5節 刑期計算 (49~52)
第6節 仮釈放 (65~67)	第6節 仮出獄 (53~57)
第7節 刑の消滅 (68~77)	第7節 期満免除 (58~62)
	第8節 復権 (63~65)
第 章 刑の段階的加減 (78~87)	第 章 加減例 (66~74)
第 章 刑の減免事由	第 章 不論罪及ヒ減輕 (75~90)
第1節 刑の免除, 法定減免 (88~98)	
第2節 減輕事由 (99~100)	
第 章 刑の加重事由	第 章 再犯加重 (91~98)
第1節 再犯 (101~108)	
第2節 公務員の身分 (109~110)	第 章 加減順序 (99)
第 章 加重事由と減輕事由の競合 (111)	第 章 数罪俱發 (100~103)
第 章 数罪の競合 (112~116)	第 章 数人共犯
第 章 同一犯罪に数人の競合	第1節 正犯 (104~108)
第1節 共同正犯 (117~121)	第2節 從犯 (109~110)
第2節 共犯 (122~123)	第 章 未遂犯罪 (111~113)
第 編 国事に対する重罪, 輕罪	第 章 親屬例 (114~115)
第 章 皇族に対する重罪, 輕罪 (131~133)	第 編 公益ニ関スル重罪輕罪
第 章 国家の内部的安全に対する 重罪および輕罪 (134~147)	第 章 皇族ニ対スル罪 (116~120)
	第 章 国事ニ関スル罪
第 章 国家の外部的安全に対する 重罪および輕罪 (148~157)	第1節 内乱ニ関スル罪 (121~128)
	第2節 外患ニ関スル罪 (129~135)
	第 章 靜謐ヲ害スル罪
	第1節 凶徒聚衆ノ罪 (136~138)
	第2節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪 (139~141)
	第3節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪 (124~153)
	第4節 附加刑ノ執行通ルル罪 (154~156)
	第5節 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ヒ所 有スル罪 (157~161)
	第6節 往来通信ヲ妨害スル罪 (162~170)
	第7節 人ノ住所ヲ侵スル罪 (171~173)
	第8節 官ノ封印ヲ破棄スル罪 (174~176)

日本帝国刑典草案(条文番号)	旧 刑 法(条文番号)
<p>第 章 公共の安全に対する重罪および軽罪</p> <p>第 1 節 連絡手段の破壊および損壊 (158~166)</p> <p>第 2 節 公務の執行に対して行われた暴動 (167~171)</p> <p>第 3 節 在監者の逃走, 有罪を言い渡された者の処罰を免れさせるその他の犯罪 (172~188)</p> <p>第 4 節 兵器および禁止された武器に関する軽罪(189~195)</p> <p>第 5 節 浮浪および物乞い(196~199)</p> <p>第 6 節 住居の侵害(200~202)</p> <p>第 7 節 封印破棄, 封印されたまたは記録保存所におかれた物の窃取(203~210)</p> <p>第 8 節 正当に要求された業務拒否 (211~213-2)</p>	<p>第 9 節 公務ヲ行フヲ拒ム罪(177~181)</p>
<p>第 章 公共の信頼に対する重罪および軽罪</p> <p>第 1 節 通貨偽造(214~227)</p> <p>第 2 節 国璽, 官庁の証印等の偽造および不正使用(228~236)</p> <p>第 3 節 公文書偽造(237~239)</p> <p>第 4 節 私文書偽造(240~243)</p> <p>第 5 節 旅券, 免許証, 証明書の偽造 (244~250)</p> <p>第 6 節 偽証, 鑑定書偽造(251~259)</p> <p>第 7 節 度量衡偽造(260~262)</p> <p>第 8 節 制服, 記章, 資格, 勲章の詐称 (263~264)</p> <p>第 9 節 投票偽造(265~267)</p>	<p>第 章 信用ヲ害スル罪</p> <p>第 1 節 貨幣ヲ偽造スル罪(182~193)</p> <p>第 2 節 官印ヲ偽造スル罪(194~201)</p> <p>第 3 節 官ノ文書ヲ偽造スル罪(202~207)</p> <p>第 4 節 私印私書ヲ偽造スル罪(208~212)</p> <p>第 5 節 免状鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪 (213~217)</p> <p>第 6 節 偽證ノ罪(218~226)</p> <p>第 7 節 度量衡ヲ偽造スル罪(227~230)</p> <p>第 8 節 身分ヲ詐称スル罪(231~232)</p> <p>第 9 節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪(233~236)</p>
<p>第 章 公衆衛生に対する重罪, 軽罪</p> <p>第 1 節 アヘンの取引, 使用(268~274)</p> <p>第 2 節 飲料水の汚染(275~277)</p> <p>第 3 節 公衆衛生法規に対する犯罪 (278~281)</p> <p>第 4 節 危険, 不衛生な産業に関する法規に</p>	<p>第 章 健康ヲ害スル罪</p> <p>第 1 節 阿片烟ニ関スル罪(237~242)</p> <p>第 2 節 飲料ノ浄水ヲ汚穢スル罪(243~245)</p> <p>第 3 節 伝染病予防規則ニ関スル罪 (246~249)</p> <p>第 4 節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造</p>

日本帝国刑法典草案 (2) (中村)

日本帝国刑法典草案 (条文番号)	旧 刑 法 (条文番号)
対する犯罪 (282 ~ 284)	ノ規則ニ関スル罪 (250 ~ 252)
第 5 節 埋葬に関する法規に対する犯罪 (285)	第 5 節 健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ薬劑ヲ販 売スル罪 (253 ~ 255)
第 6 節 有害な食品の販売 (286 ~ 288)	第 6 節 私ニ医業ヲ為ス罪 (256 ~ 257)
第 7 節 医業の不法な執行 (289 ~ 290)	第 章 風俗ヲ害スル罪 (258 ~ 263)
第 章 公衆道徳および宗教的な敬意に対する 軽罪 (291 ~ 297)	第 章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ発掘スル罪 (264 ~ 266)
第 章 商業の自由および工業、農業労働の自 由に対する軽罪 (298 ~ 303)	第 章 商業及ヒ農工業ヲ妨害スル罪 (267 ~ 272)
第 章 公務員が職務執行に際して犯した重罪 および軽罪	第 章 官吏濫職ノ罪
第 1 節 国事に対する公務員の重罪、軽罪 (304 ~ 309)	第 1 節 官吏公益ヲ害スル罪 (273 ~ 275)
第 2 節 個人に対する公務員の重罪、軽罪 (310 ~ 323)	第 2 節 官吏人民ニ対スル罪 (276 ~ 288)
第 3 節 国家または個人の財産に対する公務 員の重罪、軽罪 (324 ~ 326)	第 3 節 官吏財産ニ対スル罪 (289 ~ 291)
第 編 個人に対する重罪、軽罪	第 編 身體財産ニ対スル重罪軽罪
第 章 身体に対する重罪、軽罪	第 章 身體ニ対スル罪
第 1 節 謀殺、毒殺、その他の殺人 (327 ~ 333)	第 1 節 謀殺故殺ノ罪 (292 ~ 298)
第 2 節 故意の殴打、傷害、身体損傷 (334 ~ 342)	第 2 節 殴打創傷ノ罪 (299 ~ 308)
第 3 節 殺人、故意の暴力の法定減輕事由お よび正当化事由 (343 ~ 352)	第 3 節 殺傷ニ関スル宥恕及ヒ不諭罪 (309 ~ 316)
第 4 節 故意によらない殺人、殴打および傷 害 (353 ~ 355)	第 4 節 過失殺傷ノ罪 (317 ~ 319)
第 5 節 自殺関与 (356 ~ 358)	第 5 節 自殺ニ関スル罪 (320 ~ 321)
第 6 節 不法な逮捕および監禁 (359 ~ 363)	第 6 節 擅二人ヲ逮捕監禁スル罪 (322 ~ 325)
第 7 節 脅迫 (364 ~ 369)	第 7 節 脅迫ノ罪 (326 ~ 329)
第 8 節 墮胎 (370 ~ 373)	第 8 節 墮胎ノ罪 (330 ~ 335)
第 9 節 未成年者、老齡者、病者および身体 障害者の遺棄 (374 ~ 379)	第 9 節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪 (336 ~ 340)

日本帝国刑法典草案(条文番号)	旧 刑 法(条文番号)
第10節 未成年者の誘拐(380~385)	第10節 幼者ヲ略取誘拐スル罪(341~345)
第11節 良俗に対する重罪,軽罪(386~394)	第11節 猥褻姦淫重婚ノ罪(346~354)
第12節 他人の評判に対する重罪,軽罪 (395~403)	第12節 誣告及ヒ誹毀ノ罪(355~361)
第13節 卑属が尊属に対して犯した重罪,軽罪 (404~409)	第13節 祖父母父母ニ対スル罪(362~365)
第 章 財産に対する重罪,軽罪	第 章 財産ニ対スル罪
第 1 節 密かなまたは暴力を伴わない窃盗 (410~423)	第 1 節 窃盗ノ罪(366~377)
第 2 節 暴力を用いたまたは武器を伴った窃盗 (424~428)	第 2 節 強盗ノ罪(378~384)
第 3 節 遺失物,埋蔵物の横領(429~431)	第 3 節 遺失物埋蔵物ニ関スル罪(385~387)
第 4 節 破産罪(432~433)	第 4 節 家資分散ニ関スル罪(388~389)
第 5 節 詐欺および背任(434~443)	第 5 節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ関スル罪(390~398)
第 6 節 贓物,横領物の隠匿(444)	第 6 節 贓物ニ関スル罪(399~401)
第 7 節 放火,失火(445~455)	第 7 節 放火失火ノ罪(402~410)
第 8 節 浸水罪(456~460)	第 8 節 決水ノ罪(411~414)
第 9 節 船舶を衝突させ沈没させまたは座礁させる罪 (461~464)	第 9 節 船舶ヲ覆没スル罪(415~416)
第10節 他人の財産の損傷,損壊,毀損 (465~473)	第10節 家屋物品ヲ毀損シ及ヒ動植物ヲ害スル罪(417~424)
第 編 違警罪(474~479)	第 編 違警罪(425~430)